

児童相談所における里親認定に関する調査研究

子ども家庭福祉研究部	林 浩康、山本恒雄
研修員	大久保牧子（神奈川県次世代育成部）
神奈川県中央児童相談所	佐藤隆司、新納拓爾
埼玉県熊谷児童相談所	栗原明子
千葉県中央児童相談所	石井耕太郎
キーアセット・ジャパン	樽沼あづさ ^{くれ}
日本女子大学大学院 学術振興会特別研究員	山本真知子
厚生労働省	川松 亮、太田真実、田中浩之

要 約

本研究は、里親数に関する各都道府県における基礎的データの収集および里親認定のための調査項目の現状把握、それに基づく最低限の調査項目や調査方法の例示を行うことを目的とした。

各都道府県における里親に関する基礎データ収集により、養育里親登録を継続しつつ専門里親やファミリーホーム（F・H）に移行している者の存在、未委託里親のなかには実際には F・H、一時保護委託、週末里親として活動している者の存在などが明らかとなった。また各都道府県から送付されてきた里親委託に関する手引きやグループインタビューを通して、里親認定・登録における里親希望者に関する調査事項やその方法に関する案を提示した。

キーワード：登録里親、里親認定調査項目・調査方法

A study on the approval process as foster parent in The Child Guidance Clinic Centers

Hiroyasu HAYASHI, Tsuneo YAMAMOTO, Makiko OOKUBO, Takashi SATO, Takuji NIRO,
Akiko KURIHARA, Kotarou ISHII, Azusa KURENUMA, Machiko YAMAMOTO,
Akira KAWAMATSU, Makoto OOTA, Hiroyuki TANAKA

Abstract : The purpose of this study was to collect fundamental data about numbers of foster parents and to find out about assessment items to approve foster parents in each prefecture.

This study also presented the protocol of assessment items and its procedures for the approval and the registration of foster parents through the guideline sent by each prefecture and the interview with workers in the group setting at the Child Guidance Center. Based on this data, it became clear that there were number of registered foster parents who also took children as specialized foster parents, and caretakers at Family Home.

The data also suggested that foster parents who were officially registered, but recorded as the non-placement foster caregivers also accepted children as caretakers at Family Home, Temporary Shelter Care Facility and for the weekend.

Keywords : registered foster parent, assessment content and procedures for approval of foster parent

I. 本研究の目的と研究計画

1) 研究目的

家庭養護推進に向け、里親登録数の増加や子どもの委託件数の増加を図るとともに、委託された子どもの養育支援を充実させる必要がある。私的な空間で中途から養育を引き受ける里親家庭には強みと弱みが常に存在する。委託機関による個々の子どもの評価に基づき、養育支援のあり方を検討し具体的な方策を確立する必要がある。これまで全国の児童相談所における里親登録から委託後の支援のあり方については、いくつかの調査は行われてきたが、悉皆的な現状調査とそれにもとづく統一的なルールや、基準は未確立である。

具体的な検討対象事項としては、全国の都道府県における里親数に関する基礎データの収集、児童相談所による調査項目、研修、子どもとのマッチング、委託過程、委託後の支援と継続的な研修のあり方などで、研究課題は概ね以下の通りである。これらに順次、取り組む必要がある。

- ① 里親数に関する基礎的データの収集および里親認定のための調査項目の現状把握、それに基づく最低限の調査項目の例示および調査過程の把握、登録までの実務的ガイドライン案の提示
- ② ①の検証と重ねて登録後の里親の特性（強み・弱み）に応じた研修や支援のあり方の検討
- ③ 里親とのマッチングという観点からの子どもの評価方法の検討・開発
- ④ 委託後の養育支援の検討・開発
- ⑤ 委託解除後の子どもと里親の関係、注意点についての検討
- ⑥ 不調等の対応手順と委託解除後の里親・子どもへのフォローのあり方の検討

平成 25 年度は単年度計画でもあり、まず①について検討・分析を行うこととする。

2) 研究計画

研究は以下の 3 部分からなる。

- ① 全国各自治体への現状調査と現在使用中の書類書式、及び里親登録から委託に関する行政上の手続

き等に関するマニュアルや手引きの有無の確認とその収集を行う。

調査対象は各児童相談所設置の自治体主管課とする。

- ② ①で集められた手引きの分析、③の検討も踏まえ、全国自治体の里親認定登録手続きにおける共通項目を抽出し、共通基本手順の集約と標準化のための資料（里親認定登録における基本共通手順手引き）を作成する。
- ③ 児童相談所において里親事業を担当している担当者のグループインタビューによる現状と課題の情報集約。

個人情報取扱いについて

調査そのものでは個別事例を取り扱わないが、インタビュー等での情報については、個別の相談者の個人情報、特に相談者個人が特定されるような情報は一切扱わず、資料としても残さないように配慮する。

II. 研究結果

1) 各自治体における里親認定に関する調査項目の分析と調査方法・内容等に関する共通手引き案の作成

里親委託に関する何らかの手引き、要綱、細則の回答、提供があった自治体は合計 9 箇所であり、手引の提供があった自治体は 5 箇所、細則は 1 箇所、要綱は 3 箇所であった。また個別に入手できた自治体の手引きを含め合計 10 箇所の手引き等を分析対象とした。

手引きにおいてはその記載内容や量について格差が大きかった。手引きのなかには、事務手続き書類や国による通知が内容の多くを占める自治体もあった。里親認定過程における準拠枠組みを有する自治体は少なく、そうした枠組みを作成せず担当者が一定の判断の下で、いわば任意に手続きを行っている自治体の存在が理解できた。また枠組みを作成していても、それを外部に公開せず内部文書化している自治体も多いことが予測できた。

表 1 はこれら手引き等を参考に整理を行った認定調査項目内容である。

表 1. 里親申請登録についての調査項目と 10 自治体からの提供情報の概要

大項目	中項目(もしくは対象)	小項目
年齢	里親希望	25歳以上養育可能な年齢
		おおむね25歳から60歳
	養子希望	子どもが20歳の時に65歳以下
		里父母と1人目の里子との年齢差が45歳程度
		おおむね46歳くらいまで
	全体	子どもの成長に応じての体力や気力に配慮
		25歳以上
		原則として25歳以上65歳未満
		子どもを養育する上で適切な年齢要件を満たしていること
結婚	全体	原則として配偶者がいること
		初婚か再婚か、結婚の時期、再婚・復縁回数
	結婚している夫婦	結婚後3年以上経過。事実婚可。
		知り合ったきっかけ
	再婚している場合	離婚理由
		実子の有無
		養育費の有無
		交流の有無
	単身の場合	子どもの養育が可能な経済力
		精神的な自立度の把握
		単身である理由(自らの選択なのか、やむを得ずなのか)
		養育の両立ができるか
		周囲のサポート体制の有無
動機	全体	申し込み動機の確認(自己実現のための委託希望ではないか、自分の希望や夢の投影がないか)
		父母のどちらが里親に積極的か
		申請までの出来事や悩み事
		養育に対する十分な知識と経験があること
		経過の中での気持ちの変化
		子どもがいない場合の不妊症などの理由
		単身の場合、児童との生活に望むものはなにか
	養子希望	希望する理由
		夫婦の気持ち
	実子について	委託後実子が生まれた時の対応
希望する子ども	全体	年齢、性別、養育期間、その理由、希望人数
		日本国籍以外の子ども、障害児の受託意志
		レスパイトケアや一時保護の受託意志
経済状況	収入について	安定しているか
		家庭の収入の大部分が自力で営まれていること
		収入より生活保護基準が上回っているか
		生活保護を受けていないか、または経済的に困窮していないか
		世帯の総収入
		所有する不動産(住居以外)
		貯金・有価証券
		ローンや借金の有無、有る場合はその返済予定
		収支のバランス
		家計の運営方法の課題の有無
		子どもが20歳までの資金計画
	養子・長期養育希望	高校卒業時までの里親の安定した収入があるか

表1. 続き1 里親申請登録についての調査項目と10自治体からの提供情報の概要

大項目	中項目(もしくは対象)	小項目
住宅の状況	全体	子どもの養育に必要なスペースの確保、男女別の居室の確保
		衛生状況
		子どもを養育する上で支障のない住宅条件を満たしていること
		・居室2間以上
		・住居に台所、便所、洗面所、浴室が確保されている
		・住居室面積15畳以上、委託児を含む家族構成員1人あたり4.5畳を目安
	委託児童が学童以上	養育される子ども2人に対して、少なくとも1室が使用できる状態であること
社会資源	子どもの環境	養育される子どもが男女である場合は別室であること
		部屋数の確認
		プライバシーに配慮した空間の有無
	生活環境	安全管理、危険な個所の有無
		住居周辺の危険個所の有無
	人材	学校・幼稚園・保育所までの距離
		学校までの距離や通学する時間
地域状況	子どもの環境	公園・児童館の有無
		買い物する場所
		かかりつけの病院の距離
	生活環境	同居または同居に近い形で養育協力者がいること
		付き合いが良好かどうか
		自治会への参加状況
		委託された際の説明の意志等
生活歴	里親希望者の成育歴等	自分自身の成長過程を客観的に振り返れるか
		自分自身の育ってきた過程を抵抗なく話題にできるか
		育った家庭のイメージ(幼少時の父母とのかわり、育った家庭の家族構成、作りたい家庭のイメージ、被虐待歴の有無)
		どのように困難を乗り越えたか、困難が今活かされて
	過去の出来事	いること、どのような事で悩んだのか
		相談相手は誰だったか
	余暇について	余暇時間をどのように過ごすか、趣味は何か
健康状態	全体	休日は誰と過ごすか
		家庭内の状況
	里親希望者に障害や疾病がある場合	整理整頓、衣食住の状態、家事の役割分担、雰囲気
		養育者の健康状態の確認、心の病の既往歴
		不妊治療しているか、している場合は治療期間と治療の予定、夫婦での受け
		医療機関関係機関の照会
		既往症のフォロー
職業	全体	その職を選んだ理由
		仕事内容
		出勤時間と帰宅時間、残業の有無と頻度
		休日、定年や再雇用の見込み
	転職した経験がある場合	転職の経歴
		転職の理由
	共働きの場合	長期外泊中夫婦で対応できるか、育児休業が可能か
家族内の人間関係	夫婦関係について	特に乳幼児を希望する場合、里親の就労の調整が可能か、保育所利用を考
		えているか
		委託後の仕事の調整の方法
		結婚の理由
		交際中と結婚後の印象の変化
	同居家族について	結婚後の夫婦間の危機の有無
		危機の乗り越え方
		夫婦関係が良好かどうか
		同居している経緯
	実子について	決定権を持つのは誰か
		直接意見の確認
		説明内容とその反応や意見
	ペットについて	実子が里親制度を年齢相応に理解しているか
		委託児童と実子の関係調整の方法
		ペットを飼うに至った経緯
		ペットへの思い
	里父母希望者について	ペットの飼育方法
		人柄、雰囲気、趣味・嗜好の確認

表 1. 続き 2 里親申請登録についての調査項目と 10 自治体からの提供情報の概要

大項目	中項目(もしくは対象)	小項目
親族関係	親族について	交流のある親族の理解、里親について説明した時の反応、里親希望者のきょうだいについては全て確認
		居住地、家族構成、
		養育の支援者の有無
	祖父母について	職業、居住地、年齢、健康状況
		今後の同居の可能性、交流頻度
		里親希望者の父母の介護への対応
子どもの養育	養育イメージ	理想の子ども像の有無、夫婦各々の養育方針
	実子がいる場合	実子の養育方法
		子育てで大切にしてきたこと
		一緒に育てることの思い
		実子に対する思い
		委託児童を迎えるためらい
		実子と委託児童を分け隔てなく養育できるか
		実子のしつけに偏りがいないか
		家族関係の変化をどう理解しているか
	実子を亡くしている場合	気持ちの整理の方法
		委託児童を迎える精神的準備
養護問題・里親制度の理解	全体	養護問題・里親制度の理解の内容
		今後の理解への意欲や姿勢の有無
	関係機関との協働姿勢	児童相談所等関係機関と連携・協力できるか
その他		認定前研修の感想や施設側からの評価
		保育士、幼稚園教諭、教員免許、保健師、看護師などの資格
		宗教・信仰(信仰に至った経緯、具体的活動、日々の生活の中での習慣)
		養子希望の場合、縁組後のフォローについて

提供された手引きにおける調査項目については、年齢、職業、健康状態、経済状態、住宅状況等はどの手引きにも明記されている。一方それら以外の項目では格差がみられた。また曖昧な表現で述べられている項目も散見される。たとえば、里親希望者への確認事項として「あたたかみがあるか」といった表現など面接者によって捉える印象が異なることを確認事項とする場合があった。子どもの養育に関する項目も違いがあり、さらに実子への同意の確認やペットに関する事柄も項目に含んでいる自治体があった。里親希望者自らの成育歴や家庭環境に関しても、細かく確認項目を挙げている自治体とそうでない自治体があった。

2) 児童相談所における里親申請から登録までの過程に関するグループインタビューの要約とポイント(別紙資料3参照)

①来所時において伝えるべきこと

「里親制度運営要綱」の内容を分かり易く、噛み砕いて説明する。「里親制度運営要綱」の中の「里親が行う児童の養育」は基本的内容が集約されているので参考になる。また乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設の子どもの入所理由、家族背景や子どもの実情を伝える。実親と離れて暮らす子どもの心理的ダメージについて、すなわち親と離れ、別れて暮らす子ども達の抱える課題等も伝える必要がある。こうした事前の説明を夫婦で共有し、家族や親族の理解を得ることが重要である。

②里親としての資質について

大切なことは困ったり、わからなかったりした場合、他の里親、児童福祉施設の職員、児童相談所、里親支援機関等に尋ねたり、助けを求めたりするなどして、報告、連絡、相談できることである。こうしたことは養育の負担を抱え込まないことにも通じる。また基本的に里親制度の趣旨を理解してくださっているのかどうか、すなわち里親について「子どものための公的制度に基づく公的養育の担い手」として理解していることが重要である。

③調査内容

形式的に決められた項目にしたがって尋ねると尋問のようになってしまうので注意を要する。具体的には里親申請に至る動機、養育方針、養育希望する子どもの年齢・性別、養子縁組の意志、また、家族・親族関係、家屋、収入、地域の環境などと広範囲に及ぶ。

こうした項目以外に、どういう人生を歩んできたのかという成育歴、例えば、小・中学生時代の様子や親との葛藤場面がどんなものであったのかなどである。そうしたことに基づいて、子育てをどのように考えているのかについて、ストーリーを聴く(背景も含めて把握する)ことも大切である。

④情報把握の目的・方法

里親希望者の人間性を知るために、どんな動機で、こういった経緯を経て里親となろうとしたのかを把握することは必要不可欠である。どのような道筋を歩んできたのか、どんなことに影響を受け里親になりたいのか、そ

れによって今後、どんなことをしたいのかなどである。里親の記録にも最低三世代のジェノグラムは必要不可欠である。最低三世代以上描くことによって、誰がどこに住んでいるのか、里親希望者との関係の理解を促す。

⑤里親家庭の調査体制

ある自治体では里親相談のインテークは、必ず里親担当と児童福祉司の同席を指示されている。原則家庭訪問に関しても複数訪問を原則としている自治体も多い。基本項目、里親希望者のプロフィールを一通り確認するには2時間前後必要である。

グループインタビューのなかで指摘されたポイントを整理すると以下の通りである。

〈ポイント1〉

- ・まずは「里親制度運営要綱」に基づき里親の役割を説明し、施設入所児童の状況についても説明を行い、そうした内容を夫婦で振り返っていただくこと
- ・他の同居家族、とくに実子にも里親について伝えいただくよう、里親希望者に依頼

〈ポイント2〉

- ・全ての里親に研修を義務化するために、養子縁組里親にも研修を義務付け

〈ポイント3〉

- ・里親希望者には同居家族全員での施設訪問を勧める

〈ポイント4〉

- ・日本における里親審査に関する審議会の開催回数が少なく、登録までの里親希望者の動機付けの維持が重要となる。そのため研修後登録までに期間がある場合、週末里親として活躍いただくこともある

〈ポイント5〉

- ・里親自身の動機の自己覚知の重要性、里親制度は子どものための制度であることの強調

〈ポイント6〉

- ・他者に相談でき、養育を抱え込まない姿勢

〈ポイント7〉

- ・里親夫婦の人生に関する過去、現在、未来の把握

〈ポイント8〉

- ・里親担当ワーカーを育てる体制の必要性、そのため家庭訪問を複数で行うことも一つの方法

以上の手引き等の分析結果およびグループインタビューを踏まえ、以下に認定調査方法や内容等に関する事項の整理を整理し、里親の認定・登録についての共通手続き手引き案を以下に作成した。

3) 里親の認定・登録についての共通手続き手引き案

1. 里親の認定・登録について

里親制度は社会的養護に位置付けられ、公的養育の担い手としての一定の資質が求められる。子どもの現状や

成育歴等を理解し、個々の子どもに応じた養育や各関係機関等と連携・協働して養育する姿勢等が求められる。

したがって、そうした里親としての資質や家族の理解等について来所面談や家庭訪問等を通して調査し認定する必要がある。

2. 電話等での問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座等への参加を勧奨することも有用である。

3. 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公的養育の担い手であること等について丁寧に説明する。また、委託される子どもによっては委託後に子どもの発達の遅れや障害や難病等が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもの成育歴や実親の存在等について了解した上で、適切な時期において真実告知が必要であることなどを説明する。

4. 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。その際における調査方法や項目は以下の通りである。

(1) 調査方法に関して

- ① 同居家族全員に会い意思確認
- ② 夫婦個別に面談する機会の確保
- ③ 質問や熟慮する時間を設けるなど、一方的な尋問形式とならないような配慮
- ④ 深くプライバシーに踏み込んだ調査であることを事前に伝え了解を得ること
- ⑤ プライバシーに深くかかわる内容はその質問の意図を説明
- ⑥ 調査は複数で担当し、男女のペアが望ましい。

(2) 調査項目

(1) 年齢

- ・里親希望者は25歳以上から子どもの状況に応じた養育可能な年齢
- ・養子希望の場合、子どもが20歳になった際、概ね65歳以下であることが望ましい

(2) 結婚

- ・原則配偶者がいること、但し知識や経験を有し、養育の支援体制が整っている等子どもを適切に養育できると認められる者については必ずしも配偶者

- がいなくても、里親として認定して差し支えない
- ・初婚、再婚かの確認
- ・結婚後 3 年以上を経過していることが望ましい
- ・再婚の場合
離婚理由、実子の有無、養育費の支払い、交流状況、
離婚再婚・復縁回数
- ・単身の場合
養育可能な経済力、単身理由、養育との両立、周囲
の支援体制
- (3) 動機等
 - ・里親動機（自己利益だけの希望ではないか、社会的
養護の担い手としての責任の上にあるかを確認）
 - ・父母のどちらが里親に積極的か
 - ・申請までの出来事や悩み事、経過の中での心境の変
化
 - ・養育知識や経験
 - ・不妊治療の経過、妊娠の可能性
 - ・養子希望の場合
望むに至った経過
 - ・実子ができた場合の対応
- (4) 希望する子ども
 - ・年齢、性別、養育期間、それらの理由、希望人数
 - ・日本国籍以外の子どもや障害児の受託意志
 - ・レスパイトケアや一時保護の受託意志
- (5) 経済状況
 - ・安定した収入
 - ・総収入額
 - ・借金やローンの有無、借金ある場合は、その返済予
定
 - ・資産状況（不動産・預貯金等）
 - ・養子縁組・長期養育希望の場合
子どもが 20 歳になるまでの資金計画
高卒までの安定した収入の確保
- (6) 住宅状況
 - ・子どもを養育する上で支障のない住宅条件を満たし
ていること
住居に台所、便所、洗面所、浴室が確保されている
養育される子ども 2 人に対して、少なくとも 1 室
が使用できる状態であること
 - ・衛生状況
 - ・委託児童が乳幼児の場合
安全管理、危険な個所の有無、住居周辺の危険個所
の有無
 - ・里子委託後の居室の使い方（男女別の居室が確保で
きるか）
- (7) 社会資源
 - ・子どもの環境
学校・幼稚園・保育所までの距離、学校までの距離
や通学する時間、公園・児童館の有無
 - ・生活環境

- 買い物する場所、かかりつけの病院の距離
- ・人材
同居または同居に近い形で養育協力者の有無
- (8) 地域状況
 - ・近隣について
付き合いが良好かどうか、自治会への参加状況、委
託された際の説明の意志等
- (9) 生活歴等
 - ・里親希望者の成育歴
自分自身の成長過程を客観的に振り返れるか、自分
自身の育ってきた過程を抵抗なく話題にできるか、
育ってきた家庭のイメージ、幼少時の父母とのかか
わり
 - ・作りたい家庭のイメージ
 - ・被虐待歴の有無
- (10) 健康状態
 - ・養育者の健康状態の確認、心の病の既往歴
 - ・不妊治療しているか、している場合は治療期間と治
療の予定、夫婦での受け止め方
 - ・里親希望者に障害や疾病がある場合
医療機関関係機関の照会、既往症のフォロー
- (11) 職業
 - ・その職を選んだ理由
 - ・仕事内容
 - ・出勤時間と帰宅時間、残業の有無と頻度、休日はい
つか、定年はいつか再雇用の見込はあるか
 - ・転職した経験がある場合
転職の経歴、転職の理由
 - ・共働きの場合
長期外泊中夫婦で対応できるか、育児休業が可能か、
特に乳幼児を希望する場合、里親の就労の調整が可
能か、委託後の仕事の調整の方法、保育所等の利用
を考えているか
- (12) 家族内の人間関係
 - ・夫婦関係について
知り合ったきっかけ、結婚の理由、交際中と結婚後
の印象の変化、結婚後の夫婦間の危機の有無、危機
の乗り越え方、夫婦関係が良好かどうか
 - ・同居家族について
同居の経緯、決定権を持つのは誰か、直接意見の確
認
 - ・実子について
説明内容とその反応や意見、実子が里親制度を年齢
相応に理解しているか、委託児童と実子の関係調整
の方法
 - ・ペットについて
ペットを飼うに至った経緯、ペットへの思い、ペッ
トの飼育方法
 - ・里父母希望者について
人柄、雰囲気、趣味・嗜好の確認

(13) 親族関係

- ・親族について（里親希望者のきょうだいはすべて要確認）

交流のある親族の理解、居住地、家族構成、交流頻度、里親について説明した時の反応、養育の支援者の有無、

- ・祖父母について

職業、居住地、年齢、健康状況、今後の同居の可能性、交流頻度、里親希望者の父母の介護への対応

(14) 子どもの養育

- ・理想の子ども像の有無、夫婦各々の養育方針

- ・実子がいる場合

実子の養育方法、子育てで大切にしてきたこと、一緒に育てることの思い、実子に対する思い、委託児童を迎えるためらい、実子と委託児童を分け隔てな

く養育できるか、実子のしつけに偏りがないか、家族関係の変化をどう理解しているか

- ・実子を亡くしている場合

気持ちの整理の方法、委託児童を迎える精神的準備

(15) 養護問題・里親制度の理解

- ・養護問題・里親制度の理解の内容、今後の理解への意欲や姿勢の有無

- ・児童相談所等関係機関と連携・協力できるか

(16) その他

- ・認定前研修の感想や施設側からの評価

- ・保育士、幼稚園教諭、教員免許、保健師、看護師などの資格

- ・宗教・信仰（信仰に至った経緯、具体的活動、日々の生活の中での習慣）

- ・養子希望の場合、縁組後のフォローについて

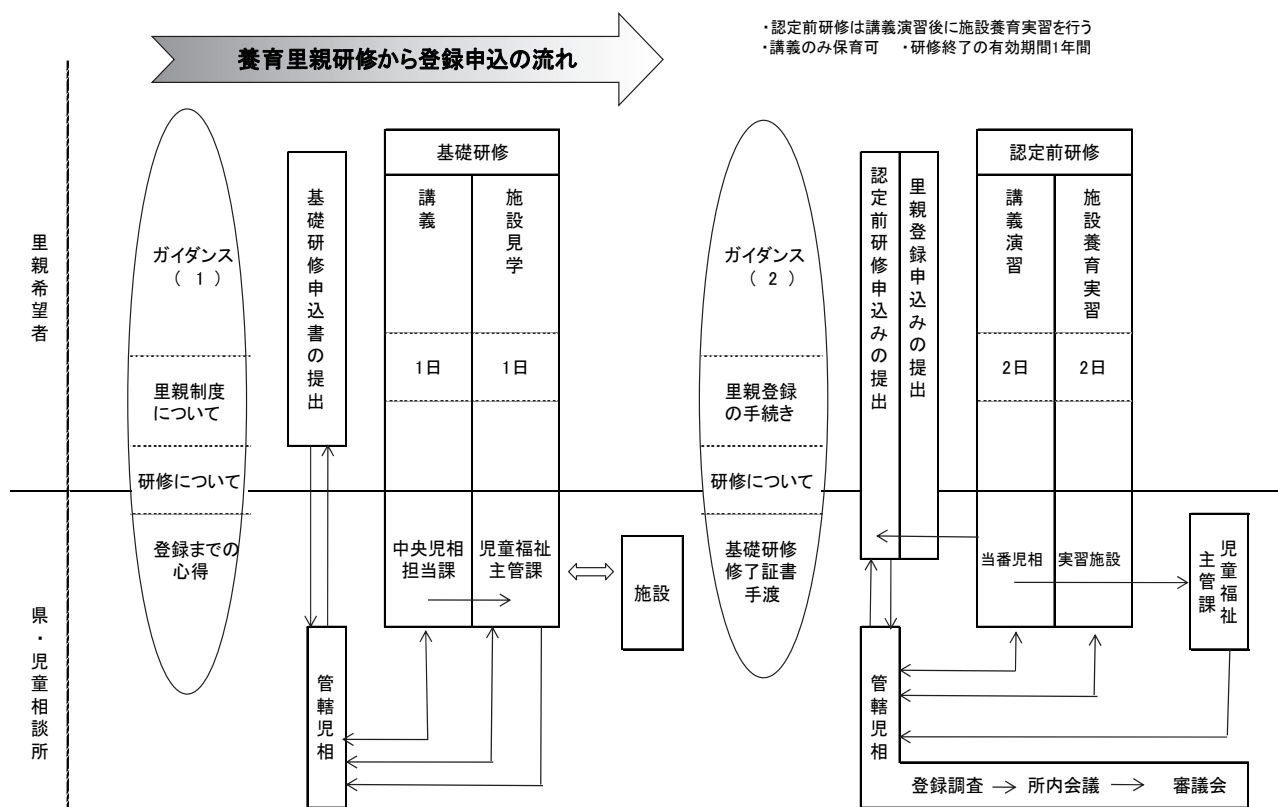


図1. 養育里親の申請から調査、研修、の流れ概要図（各研修の日程などは自治体ごとに異なる）。

4) 里親登録状況についての調査結果

各自治体における里親登録状況の調査は調査票配布直後から多数の問合せを受けた。各自治体からの問合せ内容から判明したことは、調査票が設定していた各項目の実態状況が、相当複雑だということである。研究班は調査項目の見直しを行い、延べ里親数だけの調査では不十分で、実世帯数の把握が不可欠であると判断し、追加調査を行った（資料4）。各自治体にはご負担をおかけしたことをお詫びすると共に、再度の調査に多くの自治体のご協力をいただいたことに、深く感謝申し上げます。

4-1) 回答状況

対象69自治体のうち56自治体（回収率81.1%）から回答があり、さらに実世帯数等の追加調査には37自治体（全体回収率53.6% 回答自治体からの再回収率67.3%）から回答があった（回答状況は別紙資料1. 参照）。56自治体から報告された延べ登録里親世帯数は7876件、子どもを委託中の延べ里親世帯数は2655件である。平成24（2012）年度の厚生労働省福祉行政報告例での実里親登録数は9392件、子どもを委託中の実里親世帯数は3487件で、本調査回答の延べ登録里親世帯数

は福祉行政報告例件数の 83.9%、子どもを委託中の延べ里親世帯数は 76.1%となる。また再調査の回答は、延べ登録里親世帯数で 3935 件：上記厚生労働省福祉行政報告例の 41.9%、委託中の延べ里親世帯数は 1420 件：同 40.7%である。

4-2) 延べ里親登録数

平成 21 年度から平成 25 年度までの延べ登録里親世帯数の推移を表 2、図 2 に示す。

有効回答自治体数の年度による変化は児童相談所の新設による増加で、地理上の対象地域は同じであるため、そのまま計上する。

これを見ると養育・養子里親の延べ登録数は平成 22 年度に短期里親の廃止に伴うとみられる若干の落ち込みがあるものの、全体では過去 5 年間（平成 21 年から 25 年

の間）で 1.2 倍、また専門里親は 1.4 倍に増加している。

各年度の養育・養子里親の登録申込件数と新規登録世帯数の推移をみると、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に申し込み件数は緩やかに増加しつつあり、平成 24 年度が特に多かった（1661 件）のを除くと、過去 5 年間でおよそ 1.5 倍程度の増加である。これに比例して各年度に新規登録された養育・養子里親世帯数も同じ 5 年間で 1.3 倍程度に増加している。ただし、専門里親の新規登録件数は平成 21～22 年度、50～60 件台であったのから、その後 40 件台に微減する傾向にあり、養育・養子里親の新規登録申込とは別の動向にある。

これは養育・養子里親の申込が、広く一般市民からの申込であるのに対して、専門里親の登録は養育里親からの登録といった絞られた母集団からの登録になっているためであるとみられる。

表 2. 平成 21～25 年度の延べ登録里親世帯数の推移

	有効回答自治体数	各年度登録申込件数	里親登録世帯数(延べ)				合計
			養育・養子(全体)	養育・養子(新規)	専門(全体)	専門(新規)	
平成25(2012)年度	53	1313	7359	870	517	49	7876
平成24(2011)年度	53	1661	6809	1120	490	41	7299
平成23(2010)年度	53	1210	5979	828	465	48	6444
平成22(2009)年度	52	1004	5527	886	427	64	5954
平成21(2008)年度	52	853	5870	649	381	58	6251

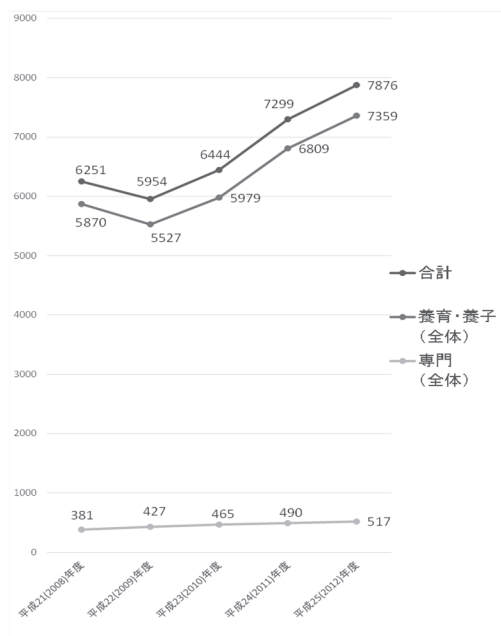


図 2. 平成 21～25 年度 延べ登録里親数の推移

4-3) 委託児童数

平成 21～25 年度の委託児童数の推移を表 3、図 3 に示す。

委託児童数は平成 22 年度に若干の落ち込みがあるが、全体では平成 21 年度から 25 年度の間で 1.2 倍、専門里親への委託では 1.6 倍の増加があり、これは上記、延べ里親登録数の推移と一致、並行移動している。

里親の種別をみると、平成 21～25 年度の間、養育・専門里親が全体のおよそ 8 割を占め、養子縁組里親が 4～5%という大まかな状況は変わらないが、親族里親の比率は徐々に 10%台から 13～14%台に構成比が上がってきている。この増加には東日本大震災で遺児・孤児についての親族里親の登録が含まれているとみられる。

表3. 平成21～25年度の委託児童数の推移

	有効回答 自治体数	委託児童数								
		養育	専門	親族	養子 縁組	合計	養育+専門	構成比	養子縁組 構成比	親族里親 構成比
平成25(2012)年度	53	2831	153	502	177	3663	2984	81.5%	4.8%	13.7%
平成24(2011)年度	53	2736	153	476	144	3509	2889	82.3%	4.1%	13.6%
平成23(2010)年度	53	2524	131	384	148	3187	2655	83.3%	4.6%	12.0%
平成22(2009)年度	52	2472	125	374	126	3097	2597	83.9%	4.1%	12.1%
平成21(2008)年度	52	2564	94	315	51	3024	2658	87.9%	1.7%	10.4%

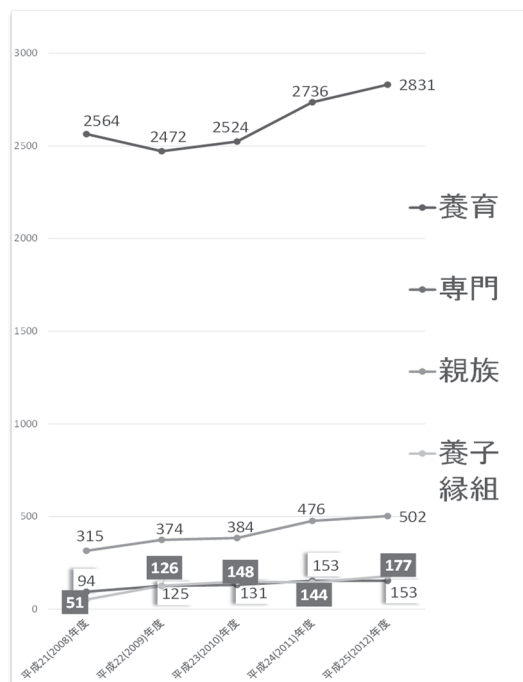


図3. 平成21～25年度 委託児童数の推移

4-4) 委託里親世帯数(延べ)と委託児童数

延べ件数としての委託里親世帯数の報告があった自治体につき、これと照合関係にある延べ登録里親数、委託児童数の推移を表4、図4に示す。

ここで里親種別を上記までのように「養育・養子」と「専門」、あるいはその他詳細な里親種別に分けなかったのは、専門里親、養子里親の委託世帯数が委託児童数よりも多く報告されているところがあり、委託里親の種別と委託児童の種別に確実な照合関係が無いことが判明したため、延べ合計値で扱うこととする。

表4をみると、延べ委託里親世帯数の報告があった自治体での延べ里親登録数は平成21年度から25年度までの5年間で約1.27倍に増加しており、これと並行する形で延べ委託世帯数も約1.28倍に増加しており、登録里親数全体に対する委託数はずっと36～39%で推移し

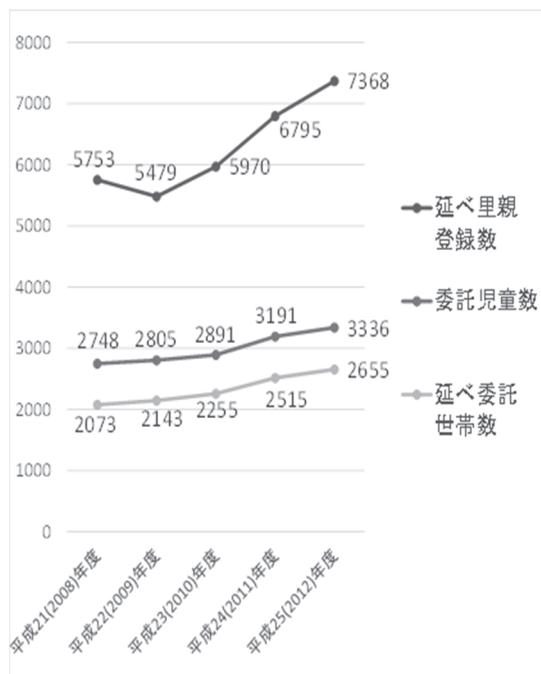
ている。この間の委託児童数は約1.21倍の増加で、延べ1世帯当たりの委託児童数は1.3人のまま動いていない。

なお、国がこれまで示してきた里親への委託率はこれとは全く異なる計算式による。里親の委託率とは、「乳児院、児童養護施設、グループホーム、里親、ファミリーホームに入所した児童合計数」を分母とし、「里親、ファミリーホーム入所数」を分子とした比率である。上記の延べ里親合計件数を分母とした委託数の比率とは全く異なるものである。

このデータは大都市圏のいくつかの自治体が欠けているデータではあるが、全自治体69か所からの回収率では73.9%～75.4%、件数で厚生労働省の福祉行政報告例の全登録里親世帯数の78.4%（平成25年度）にあたるデータとなっているので、全国の動向として一応評価できるものとして扱うことにする。

表 4. 平成 21～25 年度の延べ里親登録数 延べ委託世帯数の推移 委託児童数

年度	有効回答自治体数	延べ登録里親数	延べ委託世帯数		委託児童数	
			合計世帯数	委託率	合計人数	延べ1世帯あたりの人数
平成25(2012)年度	52	7368	2655	36.0%	3336	1.3
平成24(2011)年度	52	6795	2515	37.0%	3191	1.3
平成23(2010)年度	52	5970	2255	37.8%	2891	1.3
平成22(2009)年度	51	5479	2143	39.1%	2805	1.3
平成21(2008)年度	51	5753	2073	36.0%	2748	1.3

図 4. 平成 21～25 年度の延べ里親登録数
委託児童数 委託世帯数の推移

4-5) 未委託里親の実態

平成 25 年度末の時点での未委託里親の延べ状況を表 5 に示す。

平成 25 年度末、有効値は 54 自治体からの回答となり、里親世帯総数は延べ 6887 世帯、そのうち延べ 4273 世帯が未委託となっている。未委託里親のうち、里親登録して 5 年未満で委託に至っていない里親は延べ 1952 世帯、5 年以上の登録歴があり、平成 21 年度から 25 年度までの過去 5 年間、ずっと未委託である里親は延べ 2534 世帯、また里親登録されてから一度も委託されていない里親は延べ 2352 世帯である。過去一度も登録されていない里親から 5 年未満の登録期間で未委託である世帯を除くと、延べ 400 世帯が 5 年以上の登録期間を持ちながら、過去に一度も委託されたことのない延べ世帯数となる。この過去 5 年間未委託である延べ 2534 の世帯中、400 世帯を除く 2134 世帯は、過去 5 年よりもさらに以前には、何らかの委託歴があるが、ここ 5 年間は委託が無かった里親ということになる。ただいずれも延べ件数なので、実世帯単位で計上すると、何らかの種別で委託を経験しているが、登録された別の種別では一度も委託が無

かっただけ、といった事例も含まれている可能性が高い。これは実世帯としての状況を把握しないと分からない実態である。

表 5. 未委託里親の状況（平成 25 年度）

自治体数	延べ里親数	24年度末 未委託里 親世帯数	過去5年 と未委託 里親	過去5年 間未委託 の	登録5年 未満の未 委託の里
54	6887	4273	2352	2534	1952

4-6) 登録里親の延べ世帯数と実世帯数の再調査

本調査の集計途上で多数の自治体から問い合わせを受けた。問合せの基本的共通点は、計上される延べ件数と実態とのズレである。そのため、見かけの延べ件数と実件数による実態とが比較できるように実世帯数についての再調査を実施した。回答は 33～37 自治体（全自治体からの回収率で 48～54%）に留まり、またその数値には矛盾点が多くみられたため、有効値は 30～34 自治体のデータ（回収率 43.5～49.3%）となった。件数は平成 24 年度の福祉行政報告例の里親世帯数の 41.9%である。従って以下は参考レベルのデータとして取り扱う（表 6）。

表6. 平成21～25年度の延べ・実件数でみる里親委託状況（参考値）

年度	有効回答 自治体数	里親登録状況				委託状況						未委託状況				委託児童		
		延べ 世帯数	実 世帯数	重複数	重複率	延べ 世帯数	延べ 委託率	実 世帯数	実 委託率	重複数	重複率	延べ 世帯数	実 世帯数	重複数	重複率	児童数	延べ世帯 当たり	実世帯 当たり
平成25(2012)年度	34	3935	3693	242	6.1%	1420	36.1%	1371	37.1%	49	3.5%	2515	2322	193	7.7%	1809	1.27	1.32
平成24(2011)年度	33	3570	3391	179	5.0%	1339	37.5%	1289	38.0%	50	3.7%	2231	2102	129	5.8%	1725	1.29	1.34
平成23(2010)年度	33	3109	2946	163	5.2%	1183	38.1%	1147	38.9%	36	3.0%	1926	1799	127	6.6%	1550	1.31	1.35
平成22(2009)年度	31	2840	2639	201	7.1%	1147	40.4%	1088	41.2%	59	5.1%	1693	1551	142	8.4%	1545	1.35	1.42
平成21(2008)年度	30	2618	2569	49	1.9%	921	35.2%	881	34.3%	40	4.3%	1697	1688	9	0.5%	1254	1.36	1.42

上記表6の限定的なデータでは、登録されている里親種別の重複登録件数は年度ごとに徐々に増加してきており、平成25年度では延べ世帯数と実世帯数の差は242件、延べ世帯数の6.6%を占める。重複件数は平成21年度の49件から3.2倍、構成比では平成21年度の1.9%から3.5倍に増加している。

子どもを委託されている里親でみると、延べ世帯数と実世帯数の差は平成21年度から25年度の間、40～59件の間を推移し、構成比でも延べ世帯数の3.0～5.1%の間に留まっていて、1世帯当たりの子どもの人数も1.32～1.42で大幅な増減は認められない。

未委託里親でみると、延べ世帯数と実世帯数の差は平成21年度の9件から平成25年度の193件（21倍）へと増加しており、平成21年度には延べ世帯の0.5%だったものが、平成25年度には7.7%（15倍）にまで増加している。

明らかに延べ里親数と実里親数の落差は未委託里親に強く出ていて、延べ件数計上における見かけの件数において、未委託里親数を実態より、多くに見える形に押し上げる傾向がうかがわれる。

4-7) 委託の地域範囲

里親委託候補の子どもを、どの地域の里親に委託するかについては各自治体によって事情が異なり、委託の基本的な原則に違いがある。各自治体の委託先となる地域範囲を表7に示す。

表7. 子どもの委託先地域範囲の設定

	有効回答 自治体数	委託の地域範囲			
		原則 管内委託	しばしば 管外委託	原則 管外委託	1～3には 該当しない
自治体数	53	26	24	0	3

委託児童をどの範囲の里親に委託しているかには、地域差がある。表7によれば、有効回答53自治体（全69自治体の76.8%）の49.1%にあたる26自治体が管内委託を原則としており、ここでは児童相談所の里子の元住所地（多くは実親の居住地）と里親の居所が同一管内になり、当然、里子と里親担当者も同じ児童相談所内にいることになる。残る27自治体のうち、しばしば管外委託を行っている自治体は24自治体（回答自治体の45.3%）で、ここでは里子の元住所地と里親は別の管轄地域に居住していることになり、里子担当者と里親担当者が別々の児童相談所にいる事例がしばしばあることになる。設定条件に該当しないと答えた3自治体は、「しばしば」とまではならないが、一部管外委託が常時ある自治体である。

4-8) 里親担当者の配置状況

本調査に対して多くの質問があった二つ目は担当者の配置状況についてであった。寄せられた質問を検討した結果、常勤・非常勤と専任・兼任の設定の組み合わせ、非常勤の週当たり業務日数・時間等にかかなり複雑な実態がうかがわれ、項目整理を行って追加調査を行った。追加調査において回答があったのは36自治体である。表8に平成25(2012)年度の状況を示す。回収率が52.2%（36/69）なのでこれは参考値データである。

表 8. 36 自治体の里親担当者配置状況 人数配置 (平成 25 年度)

	里親担当 (勤務形態)						里親担当 (地域)		
	常勤専任	非常勤専任 (人/週)	常勤兼務	非常勤兼務 (人/週)			全域担当	広域担当	各所別担当
合計	21	41	—	125	5	—	25	3	137
最大値	2	3	6.9	14	2	5	3	3	13
0以外最小値	1	1	4	1	1	4	1	—	1
配置か所数	11	23	—	31	4	—	13	1	26

1 回答か所に限ってみると、常勤兼務担当者を置いているところが最も多く 31 か所 (回答か所の 86.1%)、併せて常勤専任担当 (11 か所) や非常勤の専任担当者 (23 か所)、非常勤兼務担当者 (4 か所) を置いているところがある。常勤職員だけで担当しているところは 11 か所 (常勤専任+常勤兼務: 3 か所、常勤兼務: 8 か所) である。それぞれの組み合わせについては表 9 の通りである。

表 9. 36 自治体の里親担当配置状況 設置状況

配置	専任配置		兼務配置		自治体数
	常勤専任	非常勤専任	常勤兼務	非常勤兼務	
配置形態	●	●	●		3
	●	●			5
	●		●		3
		●	●	●	2
		●	●		13
			●	●	2
			●		8
か所数	11	23	31	4	36
配置人数	21	41	125	5	192

実際には各相談所の規模や相談所数、管轄地域の広さ、管内人口、担当里親数、事例数にばらつきがあり、実際の担当職員の業務実態、非常勤担当職員の配置日数などはバラつきが大きい。

表 10 に各自治体の里親担当者の担当地域状況を示す。大きく分けて全域担当、広域担当 (複数の管内をひとりで担当)、各所別に管内を担当、の 3 形態が認められ、各所別に管内担当者を配置しているところが最も多い。これも 36 自治体の回答で参考レベル情報である。

表 10. 36 自治体の里親担当地区の設定状況

	里親担当 (地域)			か所数
	全域	広域	各所別	
配置形態	●		●	8
	●			5
		●	●	1
			●	17
	無回答			5
合計	8	1	26	36

4-9) 里親関係手引きやガイドラインの整備状況

本研究の目標の一つは、全国各自治体の里親登録や委託、里親への支援についての情報を集め、とりわけ里親

登録に関する共通ラインを見定め、その標準的なありようを整理して提示することにある。

その観点から、各自治体が持っている里親申請から登録までに使用する書式や自治体独自の里親担当者業務のガイドライン、手引きの整備状況を尋ねた。表 11 にその結果を示す。

これをみると、里親登録に関する明確な書式は 76.3% (42/55) の自治体で確認されているが、なお 21.8% (12/55) の自治体では定められた書式が確認されていない。

ガイドライン・手引きについては 27.3% (15/55) の自治体は「あり」と答えているが、71.0% の自治体は「なし」と答えていることが注目される。このことは、何らかの最小限度の共通書式や手引きを早急に整備する必要性を示していると言える。

表 11. 里親に関する手引き等の整備状況

	有効回答自治体数	里親登録の書式の有無		ガイドライン・手引き	
		あり	なし	あり	なし
自治体数	55	42	12	15	39

里親登録についての最小限度の共通書式や手続きについては、昭和 23 年 10 月 4 日厚生省発児第 50 号事務次官通知「里親等家庭養育の運営に関して」に始まり、昭和 62 年 10 月 31 日厚生省発児第 138 号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生事務次官通知「里親等家庭養育の運営について」、H14 年 9 月 5 日厚生労働省雇児発第 0905002 号「里親制度運営要綱」と受け継がれてきた要綱として、国からの地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として示されてきた経過がある。これには行政機関としての具体的調査事項、要件、里親希望者が都道府県へ提出する「里親申請書」と、児童相談所が児童福祉審議会へ提出する際の「調査票」の雛形 (様式) が提供されてきているが、これらを確認する回答は無かった。国通知についてはわざわざ確認する必要が無く、自治体独自のものについてのみ回答があった可能性もあるが。こうした状況を受け、また上記の通知で示されているのは行政手続き的な要件についての項目提示であり、具体的な作業課題や臨時的な対応課題の詳細は各自治体の対応に委ねられているので、それら具体的な里親登録手続きの進め方に

について、全国的な最低限の共通ラインを見定めて提供することには意味があると言えるだろう。ただし、上記回答の結果の信頼性には残念ながら重大な疑問がある。研究班が独自に入手している情報によれば、手引きやガイドラインが内部文書としては存在するにもかかわらず、この回答では「なし」と答えている自治体がある（本調査研究のプライバシー規定からその自治体の特定は行わない）。また、里親登録時の書式が「無い」ということも実務上は考えにくいので、おそらく上記通知からこれまでに流布しているひな型や、他自治体の文書・書式を参考に何らかの書類が存在するはずで、特に自治体独自のものとしては確認したり、定めたりしていないとしても何らかの書式の使用があるというのが現状であるとみられる。

IV 考 察

1) 各自治体の里親認定に関する調査項目およびグループインタビューからの共通手引きの作成

各自治体から提供された情報を集約した結果は表1の通りである。またこうした項目の具体化過程に関するグループインタビュー結果からその手続き過程や調査内容には自治体間においてばらつきがあり、各項目の立て方、手続き過程にも違いが認められた。結果的にそれらの最大公約数となる共通部分、及び一部、より望ましいとみられる項目を加え、最低限度の共通項目としての要件整理を行ったのが、□3)「里親の認定・登録についての共通手続き手引き案」である。

2) 延べ登録里親世帯数とその委託状況

親族里親を含む養育・養子延べ登録里親数は、平成21年度から25年度の間1.2倍に増加し、専門里親も1.4倍に増加している。延べ登録里親世帯数における子どもが委託される里親の延べ世帯数は5年間ずっと36～39%の間にあり、委託児童数は延べ里親数の増加（1.27倍）をそのまま反映した増加（1.28倍）となっており、延べ里親1世帯あたりの委託児童数もずっと1.3人で変わっていない（国が里親の委託率として報告しているものは措置児童数に占める里親委託数の比率であってここで扱う比率とは別の数値である）。

この委託児童数、および延べ里親世帯数に対する委託世帯率の推移は、おそらく延べ世帯数の計上にかかる何らかの見かけ上の数値状況とその背景状況の関与が疑われる。

また専門里親の延べ世帯数は徐々に増加しつつあるものの、各年度の新規登録数は徐々に減少しつつある。これは養育・養子里親と違って、いったん養育里親として登録された里親が、一定期間活動してきた結果、専門里親の登録へと進む形が一般的であり、徐々にその候補

として該当する里親が一定数に達してきたことを反映しているものとみられる。養育里親から専門里親への登録は原則的に重複登録である。

3) 実里親世帯数をめぐる課題

結果の項で説明したとおり、本調査は調査開始直後から多くの自治体からの問い合わせを受けた。その主な内容は、延べ件数と実件数の間にある複雑な関係にあった。追加調査の回収率は40%台であったので、データは参考数値の水準だが2つの注目すべき状況がうかがわれた。ひとつめは委託里親の延べ・実件数の重複は平成21～25年度の間、3.5～5.1%の範囲内で行きつ戻りつしながら推移しているのに対して、未委託里親の延べ・実件数の重複は平成21～25年度の間では0.5～7.7%へと増加傾向を示していることである。背景として想定されることは平成21～22年度は養育里親と専門里親の重複登録であり、平成23年度以降は里親のファミリーホームへの移行後、養育と専門の重複登録がそのまま残っている空の見かけの未委託件数の累積である。

ふたつ目はひとつ目よりは重要度として軽いかもしれないが、平成21年度から25年度の期間にしてみれば、延べ里親世帯数と実里親世帯数の重複率は平成21年度1.9%であったものが、平成22年度以降はずっと5～7%台へ上昇していることである。これはおそらく養育里親と専門里親の二重登録の結果とみられる。

これら二つの動向について、今回の調査データは参考レベルでしかないが、今後より正確な延べ、実の世帯数を把握し、里親委託の動向を把握しておく必要がある。

4) 制度・体制について

全国自治体ごとの里親についての制度・体制では、委託される子どもと里親の居住場所について、①原則同一管内、②原則管外（同じ自治体内の）、③時々管外、の3つに分けられる。

このパターンは里子の担当者と里親の担当者が同じ児童相談所にいるか、別の児童相談所にいるかの違いとなる。これは委託途上で子ども担当と里親担当がどの程度の頻度で情報共有や対応協議ができるか、そうした連携がどの程度し易いかということに関係する。もうひとつは①が原則の場合、実親や実親の親族に反社会性が高い、あるいは遵法性の低い傾向があつて、里親の安全が保障しにくいような事例は委託しにくいことになる。例えば虐待事例で子どもと実親の接触制限が必要であるとか、実親側が子どもを取り返そうと探し回るような場合、実親に頻繁な犯罪歴があり、遵法性が保証できないような場合、委託には慎重にならざるを得ない事例があり得る。例えば②や③の場合には、実親と里親の生活圏は分けられるため、子どもや里親の安全は①よりは確保しやすい。

調査結果では、半数（49.1%）の自治体は①の体制で、

② (45.3%)、③ (5.7%) と二分されている。これだけでも全国の里親委託体制には基本的姿勢に違いがあることが分かる。

書式・手引きの有無については、結果の項で述べた通り、回答が実態を正確に反映していない可能性がある。内部文書と公的な文書の取り扱いには、それぞれの自治体なりの理由や事情があつての判断とみられる。本調査研究では里親登録に当たっての手順・手続きについて、全国共通の基本的要件の整理・呈示を目指すことを目的の一つとしているが、こうした状況で、各自治体が公式に確認できる全国共通の手順・手続き情報を持つことには一定の意義があると考えられる。同時に基本体制の違いについても共通認識がある方が良好だろう。

5) 実態把握上の課題

里親に関する基礎的なデータである厚生労働省の統計：「福祉行政報告例第 46 表」によれば、里親数（「46 表里親数」）は「里親の種類×新規一取消別」と示されており、里親数全数が実数で、種類別里親の「再掲」については、「複数の里親として登録している場合は複数計上している。」と断り書きされ、延べ数となっている。つまり、福祉行政報告例に示されている「認定及び登録里親数」は里親の実数であるが、内訳として再掲される「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子里親」数は、ひとつの里親世帯に重複登録がある時はその延べ数として計上されている（「専門里親」はすべて「養育里親」と重複、「養子里親」と「養育里親」、「親族里親」と「養育里親」の重複もある等）。「再掲」に挙げられている項目は以下の通りである（○数字はここで任意に振ったものである）。

「児童が委託されている里親数（福祉行政報告例 第 46 表より）」

- ① (再掲) 登録養育里親数
- ② (再掲) 児童が委託されている養育里親数
- ③ (再掲) 登録専門里親数
- ④ (再掲) 児童が委託されている専門里親数
- ⑤ (再掲) 認定親族里親数
- ⑥ (再掲) 児童が委託されている親族里親数

⑦ (再掲) 認定養子縁組によって養親となることを希望する里親数

⑧ (再掲) 児童が委託されている養子縁組によって養親となることを希望する里親数

今回、本調査に対して各自治体主管課からの問合せ、質問は、この福祉行政報告例による延べ集計上の「見え」の件数状況と、実際の世帯ごとにみた場合の委託実態との間にズレが生じている点に集中した。その主たる要点は上記「児童が委託されている里親数（福祉行政報告例第 46 表より）」の項目でみると、①、②、③、④の様々な重複あるいはその結果生じる架空の未委託状況など、実世帯基準で見た場合と延べ登録数基準で計上した場合との間に生じているズレにあった。また、ファミリーホームと里親の重複による里親の未委託計上や、一時保護などの短期養育に貢献している里親の実態、里子と里親の管轄箇所のズレなど、単純には集計比較できない状況についても問合せが続いた。

表 12 は、これらの疑念の概要を具体化するために仮に作成したデータリストである。それぞれの里親のパターンは実際の構成比に関係なく、各地であり得る登録の種類別代表例である。この仮データを上記 46 表のルールに当てはめて集計すると、里親世帯実数 15、委託里親世帯実数 10 (66.7%の実委託率) に対して、登録里親延べ数 33、委託里親延べ数 14 (42.4%の延べ委託率) となつて、計上ルールの違いによって、実態についての表面上の見えが大幅に異なる。さらに実態として各所からの指摘があつた代表的な点として、表面上の登録として里親登録が残っているが実態はファミリーホームで活動しているところ（表面上の登録里親はすべて未登録に計上されることになる）や、難しい子どもの一時保護、週末などの短期養育だけを繰り返し受けている里親があり、実質的にはかなりの数の子どもを養育しているが、委託には数えられていない実態が報告されている。これらを実質的な養育として加えると、表 12 は実委託・実養育状態にある里親世帯数は 15 世帯中 12 世帯 (80.0%) となる。

表12. 想定される登録里親の代表例とその計上値についての試算表

実世帯数	委託		種別別登録数			委託		児童数			具体例の内容
			種別	登録有無	登録数	有無	延べ委託里親数	管内	県内	県外	
●	1	1	養育	●	1	●	1	1	1		養育里親のみ登録 現在受託中
●	1	1	養子	●	1	●	1	1	1		養子里親として現在縁組手続き中
●	1		養育	●	1	未					養育里親として登録 委託無し
●	1	1	養子	●	1	(未)					養子と養育登録
			養育	●	1	●	1	1			養子前提で養育として受託中
●	1	1	養子	●	1	(●)					既に一人を養子縁組 さらにもう一人を
			養育	●	1	●	1		1	1	養子前提の養育として受託中
●	1	1	養子	●	1	(未)					夫が養育里親、妻が養子里親を登録
			養育	●	1	●	1		1		養子も想定した養育として受託中
●	1	1	養子	●	1	(●)					既に一人を養子縁組 もう一人を養育として
			養育	●	1	●	1		1		受託中 専門里親の登録もした。
			専門	●	1	未					
●	1	1	養子	●	1	(●)					既に一人を養子縁組 養育里親としても活動
			養育	●	1	未					してきたが、専門里親登録し、専門里親として
			専門	●	1	●	1	1	1		受託もしている。
●	1	1	養子	●	1	(未)					養子、養育、専門里親と登録してきた
			養育	●	1	●	1	1		1	養育里親として一人受託し、専門里親として
			専門	●	1	●	1	1			登録後、専門里親としても一人受託中
●	1	1	養子	●	1	(●)					養子、養育、専門里親と登録してきた
			養育	●	1	●	1	1	1		養子縁組した後、養育、専門里親として共に
			専門	●	1	●	1		1		受託している
●	1	1	養子	●	1	(未)					養子、養育、専門里親と登録してきた
			養育	●	1	未					養育里親として過去に受託はあるが、現在は
			専門	●	1	●	1		1		専門里親としての受託のみである
●	1		養子	●	1	(●)		一時保護 週末・			養子、養育、専門里親と登録してきた
			養育	●	1	未		季節等の委託を頻			既に養子縁組した その後は一時保護や短期
			専門	●	1	未		繁に受けている			の支援に関わっている
●	1	1	養育	●	1	●	1	1			養育里親で一人受託した後、専門里親登録
			専門	●	1	●	1		1		しさらに一人受託中
●	1		養育	●	1	未					養育、専門里親として活動してきた
			専門	●	1	未					その後ファミリーホームとして活動開始し里親
			ファミリーホーム	●		○	計上せず	1	1	1	登録は残っているが対応していない
●	1		養育	●	1	未					養育 専門里親として登録しているが現在受
			専門	●	1	未					託はしていない
○	0		県外里親に委託	○	0	●	計上せず	1			里子としての数はあるが里親は県外里親
合計	15	10			33		14		20		

ただし県外から2
県内から県外へ1
ファミリーホーム3は計上せず

実態を表す数値上の注意点としては、県内里親にすべての子どもが委託されているとは限らず、県外里親への委託と、逆に、県外の子が県内里親への委託されている実態があるために、当該自治体が計上する「委託されている子どもの数」と「委託を受けている里親の数」は元々照合関係に無いことや、民間の里親サービスと公的登録制度を併用している里親の場合、委託数として計上されないが、実際は民間の里子を養育している世帯があること、個人で里親登録し、同居するパートナーが登録していなくても、里親登録が可能となった結果、実態的な養育世帯数と登録数の照合関係が複雑になっている（表12では夫婦が別の種別登録をした事例を入れてある：夫婦が別種里親登録を行っている事例は実在する）なども報告されている。先でも述べたが自治体からの指摘で多かったのに、一時保護、週末・季節など、従来「短期里親」とされていたような子どもの短期養育を行っているが、現制度では計上されない養育活動を行っている里親の実態もある。

これらの数値が、登録里親の委託率や未委託率の元数値となることを考えると、今後は実世帯数とその各世帯における養育実態を、延べ数と共に計上することが実態把握として重要である。確かに登録数の延べ件数の計上

は実質的に一つの里親世帯での複数の登録とそれぞれに対応する委託がある以上、従来どおり集計されることが基礎となるが、反面、実態のない見かけの延べ登録件数がどの程度あるかもわかるようにすること、実際の様々な里親の世帯単位での社会的養護への参加・寄与（短期の養育や民間委託との重複実態、ファミリーホームへ移行しての活動実態など）を正確に把握することが必要である。つまり、既に何らかの養育実態があるのに未委託になってしまう延べ登録数であるとか、重複計上されている里親の実世帯数などが要点となる。

これらの要件を含めた計上方法は例えば表13、表14のようになるだろう。実世帯数と延べ登録件数を共に表示することと、ファミリーホームとの重複を計上すること、民間委託状況を計上すること、一時保護や短期等里親登録以外の養育状況を計上すること、などが考えられる。

V まとめと今後の課題

本研究は「児童相談所における里親認定に関する調査研究」と題して大きく2つの研究テーマから構成された。一つは各自治体における里親認定・登録に関する基礎資

料を入手し、その過程のあり方を明示することであり、もう一つは里親認定・登録等に関する基礎的データを入力し、実態把握としての妥当性を検証することである。すなわち 1. 各自治体における里親認定・登録に向けた里親家庭の調査項目の分析と調査方法・内容等に関する案の作成、2. 里親登録状況や委託児童数、児童相談所における里親委託に関与する職員体制などに関する基礎的データの収集・分析である。1. では各自治体から送付されてきた手引書や児童相談所職員のグループインタビューの分析結果に基づき、認定調査方法や内容等に関する事項の整理を行い、2. では里親数に関する基礎的データの入手・分析を通して現在の里親数等に関する実態把握の課題を明らかにした。

1) 各自治体における里親認定に関する調査項目の分析と課題

(1) 各自治体から送付されてきた手引き等の分析

各自治体から送付されてきた手引きに関しては、記載内容や量において格差が大きかった。手引きのなかには、事務手続き書類や国による関連通知が内容の多くを占める自治体もあり、その実践過程に関する記述が乏しいものが相対的に多かった。里親認定過程における準拠枠組みを有する自治体は少ない。里親認定・登録過程の枠組みを作成していても、それを外部に公開せず内部文書化している自治体も多い。社会に公開し、そのあり方を改善する姿勢が乏しいことが改めて確認できた。

実際の調査過程においては、里親希望者の成育歴、人生観、養育観を適切に記述する力、尋ね、聴く力が要求され、本研究で案として提示した調査項目を機械的に全てを網羅して尋ねるというのではなく、個々の里親希望者の状況に応じて柔軟に活用するとともに、傾聴力、描写力、面談力を併せて醸成していくことが肝要である。こうしたことが困難ななかで、案にあるように男女ペアでの複数訪問といったことを規則化することで、一定の改善を図ることも可能ではないか。

里親養育において重要なことは、公的養育者として養育状況を共有する姿勢や委託機関等との関連機関と関係性を継続すること、同居する家族や親族の理解、里親動機の自己覚知といったことを基本に据え、基本的情報把握に努めることである。送付されてきた手引きにおける調査項目については、年齢、職業、健康状態、経済状態、住宅状況等はどの手引きにも明記されている。一方それら以外の項目では格差がみられた。子どもの養育に関する項目も違いがあり、さらに実子への同意の確認やペットに関する事柄も項目に含んでいる自治体があった。

調査項目にもあるように、原則ひとり親や共働き夫婦が里親として認められる一方、夫婦世帯に関しては里母にアタッチメント形成のために仕事を辞めることを促す場合もある。地域に子どもの養育支援サービスが十分な

いなかで、主たる養育者である里母にそうしたことを強いざるを得ない状況は理解できるが、だからこそ里親養育の社会化を促し公的養育者として協働して子育てを行うことが重要である。里親養育における養育観やアタッチメント形成の捉え方にも問題があり、新たな知見に基づいた新たな養育観やアタッチメント理論に基づいた里親養育の社会化も検討する必要があるとともに、そうした新たな知見に基づいた調査項目が必要であろう。また里親希望者の成育歴や家庭環境に関しても、細かく確認項目を挙げている自治体とそうでない自治体があった。各調査項目の存在意義を改めて検討することも必要であろう。

(2) 児童相談所における里親申請から登録までの過程に関するグループインタビュー内容の分析

グループインタビュー内容を踏まえ、日本における里親認定過程についての課題として以下のことがあげられた。

- ① 自治体によって調査過程に相違がある。
- ② 認定の時期（審議会開催時期）が決まっているため、里親希望者のモチベーションが下がる可能性がある。審議会開催回数は自治体により格差が大きい。
- ③ 認定前研修時間が短い
- ④ オリエンテーションという形で里親希望者に対する説明会を開催していないので、市民にあまり開かれている感じがしない、またほかの里親希望者とのつながりにくい
- ⑤ 調査段階で着実に評価する必要があるが、その評価ができていないか不明確（各自治体でどのような調査が行われているのか、より細かなリサーチが必要と思われる）
- ⑥ 上記⑤のような問題がある中で、「この家庭は要注意かも」というヒントを希望者の発言や言動などから察知でき、そうした不安要因やリスク要因を希望者と話し、解決に向けて動けるソーシャルワーカーの育成
- ⑦ 審議会では限られた情報により審査されるが、それで十分なのか。もちろんその調査書を補う発言があるとは思われるが、その描写の力量は個々のワーカーにより格差があるように感じられる。調査に関与したワーカーの声がどこまで審査する立場の審議会に伝わっているのか疑問である。

また、児童相談所が一手に里親認定・登録に関する業務を担っている状況から、十分に体験を積み継続的に専門性を醸成することが困難である。したがってガイドラインが必要であると共に、諸外国のように児童相談所だけでなく民間支援機関などがそうした業務を担当し、専門性を醸成することも必要ではないだろうか。

2) 里親登録状況についての調査結果と課題

未委託里親のなかには、FHとして養育に携わっている里親、一時保護委託、レスパイト、週末里親として活躍されている里親も存在している。未委託里親の詳細の調査が必要である。

自治体ごとの委託される子どもと里親の居住場所について、①原則同一管内、②原則管外(同じ自治体内の)、③時々管外の3つに分けられた。子どもの生活の継続性を考慮すると、①が望ましいと考えられるが、虐待事例など子どもの安全性の確保を考慮すると決して望ましいとはいえない。①を原則としつつもケースに応じて検討することが重要であろう。

都道府県内の里親にすべての子どもが委託されているとは限らず、県外里親への委託と、逆に県外の子どもが県内里親に委託されている実態があるために、当該自治体が計上する「委託されている子どもの数」と「委託を受けている里親の数」は元来照合関係にないといえる。また民間養子縁組あっせん機関と里親登録を併用している里親の場合、委託数として計上されないが、実際には民間機関から子どもを受託し、試験養育期間として子どもを養育している世帯があること、個人で里親登録し、同居するパートナーが登録していなくても、里親登録が可能となった結果、実態的な養育世帯数と登録数の照合関係が複雑になっている。さらに里親認定は基本的に夫婦単位ではなく、一人ひとりについて行われるため、夫婦で異なる里親類型に登録されている場合もある。実態把握においてこうした状況への対応も今後検討を要するといえよう。*

*この点を踏まえた追加的調査項目として資料4にある集計表をひな形として提案する。

資料1. 調査回答自治体の内訳

調査回答自治体	世帯数集計自治体	担当者調査回答自治体
56自治体	37自治体	36自治体
1 北海道	北海道	宮城県
2 青森県	宮城県	秋田県
3 宮城県	秋田県	茨城県
4 秋田県	茨城県	群馬県
5 山形県	群馬県	山梨県
6 福島県	山梨県	長野県
7 茨城県	長野県	岐阜県
8 栃木県	岐阜県	静岡県
9 群馬県	静岡県	滋賀県
10 埼玉県	滋賀県	京都府
11 東京都	京都府	奈良県
12 神奈川県	奈良県	和歌山県
13 富山県	和歌山県	島根県
14 石川県	島根県	岡山県
15 福井県	岡山県	山口県
16 山梨県	山口県	徳島県
17 長野県	徳島県	香川県
18 岐阜県	香川県	愛媛県
19 静岡県	愛媛県	高知県
20 滋賀県	高知県	福岡県
21 京都府	福岡県	佐賀県
22 大阪府	佐賀県	大分県
23 兵庫県	大分県	鹿児島県
24 奈良県	鹿児島県	沖縄県
25 和歌山県	沖縄県	札幌市
26 鳥取県	札幌市	さいたま市
27 島根県	さいたま市	千葉市
28 岡山県	千葉市	横浜市
29 山口県	横浜市	相模原市
30 徳島県	相模原市	浜松市
31 香川県	浜松市	京都市
32 愛媛県	京都市	堺市
33 高知県	堺市	岡山市
34 福岡県	岡山市	広島市
35 佐賀県	広島市	福岡市
36 大分県	福岡市	熊本市
37 宮崎県	熊本市	
38 鹿児島県		
39 沖縄県		
40 札幌市		
41 仙台市		
42 さいたま市		
43 千葉市		
44 横浜市		
45 川崎市		
46 相模原市		
47 新潟市		
48 浜松市		
49 名古屋市		
50 京都市		
51 堺市		
52 岡山市		
53 広島市		
54 福岡市		
55 熊本市		
56 金沢市		

資料2. 調査票（修正最終形）

回答者 所属名		
回答者 職 氏名	職名	氏名

I. 過去五年間の里親に関する数値について(数値は年度末3/31時点の数値をお願いします)

		2012(平成24)年度末	2011(平成23)年度末	2010(平成22)年度末	2009(平成21)年度末	2008(平成20)年度末
込 里 者 親 数 申	養育・養子縁組					
里 親 登 録 世 帯 数	養育・養子縁組(全 体)					
	養育・養子縁組(新 規)					
	専門(全体)					
	専門(新規)					
委 託 児 童 数	養育					
	専門					
	親族					
	養子縁組					
委 託 里 親 世 帯 数	養育					
	専門					
	親族					
	養子縁組					
	委託世帯実数					
	未委託世帯実数					
里 親 担 当 者	常勤専任担当	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無
	非常勤専任担当	有() / 週	有() / 週	有() / 週	有() / 週	有() / 週
	常勤兼務担当	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無
	非常勤兼務担当	有() / 週	有() / 週	有() / 週	有() / 週	有() / 週
	全域担当 *	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無
	広域担当 *	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無
	各所別担当 *	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無	有()・無

* 全域担当: 全地域の里親を担当 広域担当: 全域ではないが複数児相の里親を担当 各所別担当: 所単位で管内担当

II. 里親の登録に関する書式についてあてはまる番号に○をお付けください。

- ① 自治体独自の里親登録申請・認定に関する書式がある 1. ある 2. ない
- ② 自治体独自の里親登録や委託に関するガイドラインや手引書がある 1. ある 2. ない

ある場合、書式や手引書を送付してください

III. 委託児童と里親の所管地域との状況についていずれか当てはまる項目に○印をお付けください。

- 1 原則的に子どもの担当児童相談所管内の里親に委託している
- 2 1を原則とせず子どもとは別の児相の里親にしばしば委託している
- 3 原則的に子どもの担当児童相談所管以外の里親に委託している
- 4 単一児童相談所なので1, 2, 3の区別には当たらない

IV. 未委託の里親についてお尋ねします。

- 1 平成24年度末現在の未委託里親数は何世帯ですか。()世帯
- 2 1の内、過去1度も委託されたことのない里親数は何世帯ですか。()世帯
- 3 1の内、過去5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)未委託の里親数は何世帯ですか。()世帯
- 4 1の内里親登録後5年未満の未委託里親(平成20年4月1日以降の里親登録)は何世帯ですか。()世帯

調査についての個人情報の取り扱いについて

本調査では基本的に個人情報、固有名詞に基づく情報については、一切公表の対象としません。情報は基本的に項目化、数値化された集計情報および組織としての手順等の情報のみの取り扱いを想定しており、またそれらについても特段の理由による確認・承諾無しには個々の自治体名は伏せたままの報告を想定しています。

ヒアリング等での情報提供については、個々に守秘義務の確認は致しませんが、ご回答いただくことをもって、各自治体の守秘義務の遵守範囲内でのご回答としての承認をいただいた上での情報提供とさせていただきます。

また収集した元情報は各自治体の承認なしに目的外使用はせず、事後の情報活用としては、公表された報告書情報の引用のみとします。

これら本調査の情報の取り扱いについては、日本子ども家庭総合研究所研究計画審査(日本子ども家庭総合研究所研究倫理規程第8条(又は第9条)による審査)の承認を得ております。

資料3. グループインタビュー記録

日 時：2013年12月9日 19:00~20:30
 場 所：子ども家庭総合研究所
 参加者：石井耕太郎（千葉県中央児童相談所）
 樽沼あずさ（キアアセット）
 佐藤隆司（神奈川県中央児童相談所）
 太田真実（厚生労働省）
 川松 亮（厚生労働省）
 司 会：林 浩康（日本女子大学）

1. 初めての来所において話すべきこと

司会（林）：申請から登録までの過程についてお聞かせください。

佐藤：分かりました。里親希望者の「里親になりたいんですけど……」又は「里親制度について知りたいんですけど……」の相談は、一般の相談と同じように里親制度の説明がインテークになります。基本的に里親委託措置は、里親と児童相談所の契約と言えるところがあると思うのですよ。契約には、一定のルールがある。そのルールの枠組を説明しなければなりません。

基本的には厚生労働省の「里親制度運営要綱」の内容を分かり易く、噛み砕いて説明することになります。また、社会的養護を要する子どもをお願いするに当たって、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設の子どもの入所理由、家族背景、また、児童福祉施設の職員が「どんなことに注意しているのか」若しくは「子どもとの関わりの中で、どんなところに困っているのか」のような実情をお話します。

佐藤：「里親制度運営要綱」の中の「里親が行う児童の養育」のところは、基本的なところが集約されているので参考にしています。里親希望者の一部には里親制度は子どものための制度って説明するんですけど「家族のため」又は「自分達夫婦のため」のような大人側の自己実現と思われる発言もあったりするので、認定・登録後「そんな話は聞いてなかった」と公開する前に事前に修正を要するところは、はっきり伝える必要があります。曖昧な状況を引き伸ばすことは、里親希望者に対して無責任な対応と言わざるを得ません。また、実親と離れて暮らす子どもの心理的ダメージは計り知れません。本来、一番、安心するところの親と離れ、別れて暮らす子ども達の抱えるリスクも伝える必要があります。そして大切なことは、事前の説明を夫婦で共有することです。説明を聞く瞬間の熱意は分かるのですが、インテークの内容を振り返り、来所した時に聞き漏らしたり、こんな時にはどんなことが必要なのか、を考えて欲しいのです。それから、里親委託は夫婦が子どもを迎え入れることですが、同居する家族、要するに、実子のいる場合は実子、また、夫婦それぞ

れの兄弟姉妹、おじいちゃん、おばあちゃん、家族・親族が子どもに関わることになります。家族、親族に児童相談所の職員から聞いた話をお伝え戴くことと、家族・親族から「あなたたちがそれだけ里親っていうのをやってみたいっていうことであれば、皆で応援していきますよ」ってなれば、理想的なんですけど……。その上で「認定前研修を受講します」と申し出のあった里親希望者の皆さんに認定登録、里親委託措置に至る具体的スケジュールをお伝えすることにしています。第1段階はそんなところですかね。

〈ポイント1〉

- ・まずは「里親制度運営要綱」に基づき里親の役割を説明し、施設入所児童の状況についても説明を行い、そうした内容を夫婦で振り返っていただくこと。
- ・他の同居家族、とくに実子にも里親について伝えいただくよう、里親希望者に依頼。

司会：その来所から申請までの熟慮期間というのはどれぐらいの期間を想定されてますか。

佐藤：基本的には認定前研修などの受講終了後、申請して戴くこととしています。それは里親希望のインテーク面接と、実際、認定前研修を受講したり、児童養護施設などを見学して、最初に考えていたところと違うとなると、言い出せない儘、事態が進行することは、里親認定・登録後、相互不信に繋がるので、慎重に対応しなければなりません。

司会：人によっても違いますよね。

佐藤：個人の選択ですから大切にしたいですね。とりあえず、どんな制度なのか話を聞きに来所された人、じっくり考え、また、色々な人の意見を聞いて決めたい人……、すぐに認定前研修を受講される人、半年、1年と考える人、百人百様です。制度上の疑問点は連絡をくだされば、何回でも説明します。最初に丁寧に説明することは非常に重要です。実際、子どもを委託され、里親里子関係が悪化する。そんな場合、必ず「そんな説明は聞いていない」若しくは「最初に丁寧に説明してくれれば、こんな事態にならなかったんだ」の

ような事態に発展します。例えば、量販店で電化製品を購入するとします。店員が「お客さん、この商品はお勧めです。本日限りで4割引、明日になれば2割引、お買い得ですよ」などと言われれば「今日はラッキー」と思って購入したくなります。ところが、後日、頭の中に描いていた機能と異なる場合「あの時の店員が、お買い得、お買い得って勧めるから買ったのに、こんなじゃ、なんで新品を買ったのか分からない」なんてことは、日常的によくある話です。しかし、後悔先に立たずです。委託された子どもも、委託を受けた里親も、不幸な出来事となります。誠意を持ってお伝えすることは、はっきり伝える。このことは外せません。認定前研修の申し出があれば、次のステップに移行しますが、平成20年度の里親制度改正の際、里親の区分は、養育里親と養子縁組里親、専門里親、親族里親に整理されました。しかし、同じ里親なのに養育里親には研修義務があり、養子縁組里親には研修義務がない。里親制度として活動して戴くのであれば、研修は必須条件と思われます。神奈川県の場合、里親希望者全員に研修の受講を義務化するため、養子縁組希望の皆さんにも養育里親と同様に研修受講をお勧めすることとしています。里親制度の趣旨、枠組を理解した上で申請されることが望ましいと考えます。

〈ポイント2〉

・全ての里親に研修を義務化するために、養子縁組里親にも研修を義務付け

司会：基本的にはまず来所いただくということですね。
佐藤：来所されることをお勧めします。里親相談の大半は「里親について知りたいんですけど……」の電話の問い合わせから始まります。制度の触りは簡単にお伝えしますが、誤解が生じないように来所して詳細をお伝えすることにしています。

司会：来所した上でまた再度訪ねてくる人もおれば、それっきりの人もいますよね。

佐藤：来所相談後、認定前研修を受講される里親希望者もいれば、数回、来所して里親制度の枠組を理解して戴くこともあります。また、認定前研修、施設実習などの研修後、質問、疑問のある里親希望の皆さんには、お話を伺いすることもあります。全ての疑問に応じられるかは難しいところもありますが、申請書の提出前に質問、疑問がある場合、出来る限り解消しておくことも重要なポイントと思っています。平成20年の里親制度改正の際、養育里親の研修は義務化されました。しかし、神奈川県は、以前から里親相談のインターン面接後、必ず里親相談に応じる家庭養育センター附設の児童養護施設を紹介して児童指導員による話を聞いたり、施設見学して戴くことをお願いしていました。同じ里親制度でも、児童相談所と児童福祉施設

職員の“想い”は同じようで異なるところもあります。幅広く里親に対する考えを聴いて戴くことも大切なことだと思っています。また、施設見学は里親希望の夫婦に留まらず、必ず家族全員で行くことを願っています。同居するお爺ちゃん、お婆ちゃん、里親希望者の実子、とにかく、少しでも迎え入れる子どもが、どんなところでどんな生活をしているのか、どんな日課で毎日過ごしているのか、家族全員が知って欲しい、理解して欲しいと思います。

なお、神奈川県は、認定前研修と施設実習は年3回、認定のための児童福祉審議会は年2回開催しています。

〈ポイント3〉

・里親希望者には同居家族全員での施設訪問を勧める

司会：その認定前研修までの段階、千葉県ではどうですか。

石井：全く同じです。

司会：認定前研修までの期間とかも全て同じということですね。

石井：そうですね。今年を振り返ったら、基礎研修が6月23日に第一回をやっている、その方々の里親審議会が11月1日でした。今年第二回目の方々の基礎研修は10月5日で、里親審議会はまだ実施していません。

司会：年2回ってということですね。

石井：そうです。毎年、年2回です。

司会：研修が1回少ないってということですね、神奈川県は3回でしたね。

佐藤：3回ですね。児童福祉審議会は、例年9月と3月開催されます。従って、開催時期の概ね2、3ヶ月前に申請書を受け付け、調査を実施します。しかし、児童福祉審議会直後に相談されると、人によっては半年近く認定を待たなければならなくなってしまいます。既に施設の児童指導員、学校の教諭などと子どもと関わりのある里親希望者の皆さんには、神奈川県の場合、週末家庭制度として活動をお願いしています。週末家庭制度は、正規の里親として認定される前に里親と同じように施設のお子さんを一時的に家庭に引き取り、施設のお子さんの家庭体験などを提供するものです。里親希望者の皆さんの“想い”は認定の前後が一番意欲の高まるころだと思います。認定後、数ヶ月以内にお子さんのマッチングを行ったり、認定前に週末家庭として活動して戴くことは、里親のモチベーションに大きく影響します。

〈ポイント4〉

・日本における里親審査に関する審議会の開催回数が少なく、登録までの里親希望者の動機付けの維持が重要

となる。そのため研修後登録までに期間がある場合、週末里親として活躍いただくこともある。

2. アメリカ（ニューヨーク州の民間機関）と比較して

司会：じゃあ樽沼さんはお話を聞かれてていかがですか。

樽沼：たぶん日本とアメリカの大きな違いは神奈川や千葉の認定するための審議会が年に2回という点です。あちらは機関ごとに認定をしているので、私が認定したければ認定できるんですよ、だから何カ月も待たずとも。例えば、電話で興味があるんですけどきて、そうするとまずオリエンテーションに来てもらう。私がいたところは月に2回しているの、そこにまず来てもらってほしいの制度の内容とか、例えばパーマネンシーのこととかざっくりお話をして、それでも続けたいのであれば申請書を出してもらいんですけど、まずその時点で半分ぐらいに数が減るんですね。それから実際に面接をしたりとか、具体的な手続きが始まっていくんですけど、やっぱりいちばん大きな違いって言うのはすごくやりたいって方の手続きをどんどん進められるってことです。神奈川や千葉の場合だとやっぱり年に2回しかないの、里親希望者の熱意の高まっている時に、その熱意の波に乗って研修や認定とかをしていくことが難しいのかなって思ったりとかもちょっとしました。

司会：オリエンテーションっていうのは複数の候補者を集めてということですか。

樽沼：そういうことですね。そのメリットとしてはやっぱり同じ気持ちで来ている他の人と会えるので、そこでまた同じチームじゃないけども、この人たちもかんばっているとか、いろんなバックグラウンドがあるので、深く知り合いになれるっていう感じです。

司会：同期生みたいな感じですよ。

樽沼：そんな感じですね、結局その人たちがトレーニングに流れるわけじゃないですか。そうするとあなたと私はこうだよみたいな、そういう仲間意識っていうのがちょっと増えたりとかして、たぶんそれが支えになるっていうのもあると思うんですよ。それが里親になってからも基礎トレーニングで一緒だったよねっていう、何かそういうのがあったりとか、支え合える。折れそうになったときも私も頑張ってるからっていうふうになったりすることもあると思うんです。

ホームファインディングといって、里親のリクルートとかトレーニングとか、その後のフォローアップの専門担当の部署があるんですね。そうは言っても5人ぐらいの小さなところなんですけれど、そこでリクルーターっていう人がいて、その人が地域に出て行って宣伝広報活動をしている。それからトレーニング担当の専門の人が1人いて、あとはソーシャルワーカーでその人たちが実際に家庭訪問をしたりして、調査書を書き上げる人たちになってくるんですけど、なので、

リクルーターが最初にオリエンテーションをするっていう感じになりますよね。

司会：オリエンテーションにおいては何が大切ですか。

ある程度スクリーニングしていくっていうことですか。

樽沼：そういうこともあると思いますよね。まずは簡単な制度の説明とか、そもそもの目的。だから一番大事なのは、子どもが里親と暮らすということは親と一緒に住めないような家庭の子どもを一時的に預かるということです。ただ場合によっては親元に帰らなくて養子縁組が必要になることもあるし、養子縁組をしたと心の中で思っている、親のほうに帰ることがあるわけですよね。だからそういう葛藤もあるけど大丈夫ですかっていうところをオリエンテーションで押さえておく必要があります。だから里親になることイコール養子縁組っていうふうにはもちろんなくて。だからその中間として子どもを支えるということと、あとはおそらく機関によってそれぞれの特化したものとかいろいろあると思うんです。私がいたところは特に医療的な問題がある子どもたちだったので、その理解もやっぱりしてもらっているところですかね。

司会：ありがとうございます。ほかに何か付け加えることは。

佐藤：私は里親希望者に一番最初に「里親制度は子どものための公的制度」とお伝えします。公的制度とは要保護児童を自分の家族として受け入れ、養育することです。里親希望の夫婦の自己実現の制度と思われる、以後の活動に不信感を抱くことになります。

司会：自己実現と聞かれて何か感じられたことはありますか。

樽沼：たぶんこれは日本とアメリカはあんまり変わらずにやっぱり子どもが欲しい、子どもを育てたいっていう目的で連絡をしてくる方もたぶんいらっしゃると思うんですけど、それと同じぐらい子どもを純粹に実の親といえない時期だけは助けたっていう方もいらっしゃるの、そういう人をできるだけ取っていく。

佐藤：動機の問題ですよ。

樽沼：でも話さずしてそれは理解して変わる人もやっぱりいらっしゃると思いますよね。

佐藤：同じです。私は、冒頭、お伝えしたとおり、里親委託は一定の契約関係と思っています。契約関係には、相互の信頼関係は必要不可欠です。最初に里親制度の基本的枠組と認定・登録後の里親の役割などをお伝えしなければならない。説明責任ですよ。結果的に自分達夫婦の考えることと異なると諦める人もいますし、考え方を新たにして里親として活動されることを希望される人もいます。

〈ポイント5〉

・里親自身の動機の自己覚知の重要性、里親制度は子どものための制度であることの強調

3. 里親の資質

例えば、里親相談の際「眼がくりっとして髪の毛がふさふさしている赤ちゃんがいいですね！」若しくは「親の言うことにはハイハイと聞いて、家の手伝いをしてくれて勉強、スポーツもできる子どもに育って欲しいですね！」などとお話される里親希望者も存在します。想像して、どんどん夢が広がる。それはそれで喜ばしいことなのですが、実際、親の願望に100%マッチする子どもなんてあり得ませんよね。

司会：幻想ですよ。なかなか難しいところですね。ある程度その里親になっていくプロセスっていうものと、やっぱり最初の段階でこの線は譲れないっていうところまで自己覚知を促すっていう、その辺りは非常に難しいですね。

佐藤：私は育児的な部分は不器用でも構わないと思っていますんですよ。大切なことは困ったり、分からなかったりする場合、仲間の里親や児童福祉施設の職員に訊くとか、児童相談所にSOSを発信するとか、すぐ報告、連絡、相談出来ることが重要なことと思っています。このことは養育の負担を抱え込まないことにも通じるものです。社会的養護の重要なところは、皆で子どもを自立支援するところに意義があると思うのです。従って「告知していないから里親の集まりには参加できません」は困るんですね。

〈ポイント6〉

・他者に相談でき、養育を抱え込まない資質

司会：先ほど言われた、不安だなんて言われる方は具体的にどういう方ですか。

佐藤：基本的に里親制度の趣旨を理解してくださっているのかどうか。私達の説明の仕方にもよりますが、素直に「子どものための公的制度」を理解して欲しいですね。

司会：それはいわゆる他者の力を求めないというか、むしろ謙虚でないとか、そういうことでもないんですか。

佐藤：そういう人もいますよね。

司会：非常に自信家で。

佐藤：そういう人もいますね。いろんな人がいますから、それは一概には言えないです。

司会：感覚的なものですか、それは。

佐藤：お答えするのに難しいところもありますが、例えば「うちの子どもに妹が欲しいんですよ！」って相談がありました。詳しく尋ねると「家内と相談して小学生の長男が妹が欲しいって言っているんで、女の子で養子に出せる子がいれば、是非、私の家で迎え入れたんです。施設には子どもが一杯いるって報道されて

いるじゃないですか」と説明するんですね。要するに、目的は施設の子どもの迎え入れるのではなく、私の子どもが妹を欲しいと言っているんですね。言い換えれば「うちの長男のための里親制度」になります。里親制度の理解と要保護児童の実情などを丁寧にお伝えすると、里親相談に来所した夫婦は「あなたの言っていることは私の家に子どもをやらないってことのように聞こえますが、折角、施設に子どもが一杯いるって聞いたから、何とかしてやろうと思って足を運んだのに息子が可愛そうじゃないですか」などと言われます。里親と児童相談所の信頼関係がなければ、社会的養護は機能しないところがあります。当然、里親制度と趣旨が異なるところはお伝えしましたが、線引きするところは線引きする、重要な要因です。

司会：じゃあもう最初の段階でこういう子どもが欲しいっていう段階でかなり不安があるわけですね。

佐藤：「うちの長男が妹が欲しいって言ったから子どもをください」は、里親制度とは次元の異なる問題と判断します。

司会：分かりました。

太田：あの子の面倒を見てほしいとかですね。

佐藤：そうですね。

川松：しかしそういう思いで来られても面接をして社会的養護の一つなんだということの説明とともに、こういう理解があるんですっていう話をしていく中で変わっていく人については受け入れていくし。

佐藤：そうですね。しかし、発想の転換は口で言う程、容易な問題とは思えません。

川松：変わらないでそこに固執するんだとさっき言っただけなのに、ちょっとそれではうちは紹介できませんっていう話になるっていうことですね。

佐藤：里親制度の枠組を理解する。基本ルールですよ。

川松：それは調査の段階と前の段階かそこでちょっと色分けが難しいと思うんですけど、実際に養育していくのに他者に助けを求める力があるかっていうのはアセスメントをしていくわけじゃないですか。そこをどんなふうを確認をしているのかとかいうようなことが分かってくるとうれしいなと思うんですけど、確認すべしって書いてあっても……。

佐藤：現在の里親制度は集合研修して説明するところがあります。しかし、里親相談のインテークの際、少なくとも疑問に感じたり、また、納得出来なければ、個別相談の場面を作って説明する。児童相談所の責務だと思います。

司会：個別っていうのはどんなことですか。

佐藤：だから一組が来たら……。

司会：一組ごとに。

佐藤：一組ごとです。

司会：誰が……その講義までするわけですか。

佐藤：講義っていうか普通に相談の中でやるわけですよ。

講義なんていう形じゃなくて、普通に面接室でそれぞれに好きなことを聞いてもらって、こういう制度なんですよ。

だから形としては神奈川でやってたことなんかを型として今の認定前研修とか、そういうのは型としては今みたいな形のことをやってたんですけど。だから施設に別に見学にしか行かない人もいれば、やっぱり自分たちも正規になれるまでちょっと子どもたちと一緒に遊んだりして慣れたほうがいいわなんて言う夫婦の人がいたら行ってくださいって言って頼めます。それはもう個々によってもやっぱり違うじゃないですか。

4. 日本での調査内容

司会：そしたら次に調査の中身に入ってよろしいでしょうか。

佐藤：分かりました。基本的に調査内容は里親希望者のプロフィールを聞き取ります。

司会：一定の書式があるわけですね。

佐藤：ありますね。

司会：それに沿ってっていうことですか。

佐藤：型どおり訊くと尋問になってしまいますから、調査項目の内容を普通に面接して聞くことになります。里親希望者のプロフィールは、文字どおり、プロフィールです。履歴書に書くような内容とともに、里親申請に至る動機、養育方針、養育希望する子どもの年齢・性別、養子縁組の有無、また、家族・親族関係、家屋、収入、地域の環境などと広範囲に渡ります。少し角度を変えれば「里親制度運営要綱」の欠格事由と里親が行う養育に関する最低基準に示されているような事柄を確認することになりますかね。

5. アメリカでの調査

司会：アメリカではいかがでしょうか。

樽沼：私は里親支援機関では里親認定のためのホームスタディーを書いた訳ではないんですけど、養子縁組をするときにやるホームスタディーはもとの里親認定のホームスタディーをもとにさらに事細かく付け加えて裁判所に提出していました。

司会：その機関で養子縁組までやってたわけですか。

樽沼：やっていました。実習をしていた民間の養子あっせん NPO のところではもう最初からホームスタディーをまるまる一式全部作ってました。

たぶんすごく簡単に言ってしまうと、それは本みたいな感じになってしまうんですけど、読んだときにその人の住環境が頭の中に浮かんで、どういう人生を送ってきたかって、現状も含めて。それはもう全部映画のように頭の中に流れてくるような、形式っていうよりも本当に文章を連ねてあるっていう感じになりますね。

6. 日本での調査項目

佐藤：今日の里親制度の起源は、ご存知のとおり、戦後の「家庭養育運営要綱」にあります。人生が思い浮かぶような調査は分かりませんが、調査項目の出発点は、以後の「児童相談所援助指針」又は「里親制度運営要綱」などに名残りがあることが分かります。

里親申請後の調査に関して「家庭養育運営要綱」には、例えば「里親申込者について、住所、氏名、年齢、性別、性格、履歴、職業、宗教、児童受託に至った動機、児童の養育に対する理解程度、熱意及び児童養育の方針、健康状態、社会的信用、家庭内のふん囲気、経済状態、住居、衛生的環境、家庭に対する近隣の評判、学校の状況及び距離、近隣の地域的・社会的状況」などと、今日の調査項目と余り変わりません。

また「児童相談所運営指針」の原点、起源となる「児童福祉マニュアル」がありますよね。当時の時代背景によるところはあるんですが、今日の里親委託ガイドラインと同じようなニュアンスの内容になっていて、里親の資質、里親と子どもとのマッチング、里親委託後の指導などが具体的に記述してあるので、調査に関しても、どんなところに注意しなければならないところが見えてくるようなところがあります。

余談ですけど、文中に「委託した子どもの指導には、里親と児童福祉司の相互理解と相互尊敬」のようなどころもあり、本当にここはそのとおりだと思います。川松：外形的なそういうものは調べるべしっていうのははっきりしていると思うんですけど、要は今どういう人生を歩んできたかっていうことのアセスメントみたいなものって、実は児童相談所では十分やっついて、アメリカではホームスタディーっていう形できちりとなっているかもしれないですけど。日本はなっていない中でも、例えばどんなふうな小学校時代、中学校時代がありましたかとか、親との葛藤ってどんな場面であったかとか、子育てってどういうことだと思っているかとか、そういうことってすごく現場ではやっていると思うんですよね。それでそのことがなくて里親としてやっていけるだけの人かどうかを見ていくことって難しいと思うんですよね。

佐藤：繰り返しになりますが、調査項目を順番に訊くとなると、事情聴取のような紋切りの面接になってしまいます。また、里親希望者の理解と里親申請に至る経過などの聞き取りは、入念に行わなければなりません。里親申請に至る動機は、突然、降って湧いた訳ではなく、考えて調べた結果、児童相談所へ連絡してきたのであって、里親申請者には「里親制度はどこで知りましたか」と同時に「里親になろうと思った理由は何ですか」のところを掘り下げなければ、人柄、里親希望者の理解には結び付きませんよね。結果的には、里親希望者の生育史、要するに、川松さん、樽沼さんのおっしゃる「人生」に繋がる場所ですね。

川松：その人の人生の振り返りそのものをやっていくってことですね。

〈ポイント7〉

・里親夫婦の人生に関する過去、現在、未来の把握

樽沼：だからもし私はまったくわからないですけど、里親に登録するかしないかを決める審議会で提出されるものが、こういった形式で（A4・1枚）本当に一部の情報しかもらえないのであれば、せっかく持っている情報って一体何なんですかっていう話になってしまいうし、だったら決める人はそこまでちゃんと読まないといけないんじゃないですかねっていう、私の気持ちがあるんですけど。

佐藤：ペーパー的には1枚ですが、児童福祉審議会へ提出するには、児童相談所の援助方針会議に提出して組織的に検討することになります。当然、里親の履歴、動機、養育方針、養育希望の内容などは報告しますし、児童福祉審議会の際は必要に応じて口頭説明することになります。

7. 審議会の里親審査における十分な情報提供の必要性

太田：今回の研究はそもそも登録までに何をすべきかを実際にやっているところからヒントを得て作ってもらいたいというふうをお願いをしてるんですね。今おっしゃったような話の具体的な中身が分かることによって、それがガイドラインの根本になっていってあり方自体がちょっと変わってくる。制度まで全部変えられるかっていうとこれは変えられないんですけど、でもポイントが示されることによって蓄積のあるところではできてることと、蓄積のないところではできてないことがあって、後者をなくしたい。

佐藤：何を聞くかどうかの問題とペーパー1枚の問題が出ていますが、現在、知る人は少なくなりましたが、議論の基本としては、そもそも論を忘れてはならないと思うのです。今日、各自治体で使われる里親申請書の原点は、先程の「家庭養育運営要綱」に示されています。「児童相談所運営指針」に例示される「措置決定通知書」が都道府県によって、若干、規格が異なるように里親申請書も、それぞれの自治体の工夫で、基本項目は同じだと思うのですが、記入のし易さ、重点的に確認するところの欄は大きくなっていたり、要するに、枝分かれしていると思います。だから、太田さんのおっしゃる「そもそも登録までに何をすべきか」の基本的枠組はあるにはあるんですね。

また、児童福祉審議会提出の調査票はペーパー1枚のところが取り上げられますが、基本は調査項目の問題ですね。調査項目については「住所、氏名、年齢、性別、性格、履歴、職業、宗教、児童受託に至った動機、児童の養育に対する理解程度、熱意及び児童養育

の方針、健康状態……」と読み上げた項目を記入する様式が「家庭養育運営要綱」には例示されています。

平成14年の里親制度改正の際、各自治体の里親申請書と一緒に、履歴書、住居の図面、刑罰証明書などを提出することになりましたが「家庭養育運営要綱」の基本は基本として今日の里親制度に受け継がれ、それぞれの自治体の里親申請書に反映されています。そこで大切なことは、これらの他にどんなことが必要なのかが、ここでの課題となる訳ですね。

8. 情報把握の目的・方法

司会：アメリカでは人生についてイメージできるぐらいな情報を収集するっていうのは何を目的にでしょうか。

樽沼：やっぱりその人を知るっていうことじゃないですかね。どういう子ども時代を過ごしてきて、どういう経験をして、親からどういう養育を受けてってところから始まる。それがやっぱりたぶん皆さんそう思うと思うけど、自分の養育にかかわってくるので、やっぱりその人の子どものころからの生い立ちを知るといえることが大事っていうこと。だからあんまりその辺は変わらないんじゃないかなっていう気がするんですね。

佐藤：同感です。繰り返しになりますが、里親希望者は「どんな動機を持って、どんな経緯を経て里親となろうとしたのか」は必要不可欠です。どのような道筋を歩んできたのか、どんなことに影響を受けたのか、また、それによって今後、どんなことをしたいのか、考えているのか。

例えば「どんな性格なんだろうか」「どんな特技があるんだろうか」「どんな趣味を持っているんだろうか」「どんな住まいで暮らしているんだろうか」「子どもの頃はどんな子どもだったのだろうか」「（里親希望者の）お爺ちゃん、お婆ちゃんはどこに住んでいるんだろうか」「お爺ちゃん、お婆ちゃんとは日常的に行き来しているんだろうか」「お爺ちゃん、お婆ちゃん、里親希望者の兄弟姉妹は、里親になろうとすることは知っているのだろうか」「里親になることを話したらどんな反応だったのだろうか」「どんなことを思っただけで子どもには成長して欲しいと思っているのだろうか」など、より里親希望者の人物像を理解することは、どの里親へどのお子さんをお願いするか判断材料に繋がります。

司会：それは夫婦共に人生を聞くわけですね。

樽沼：はい。

太田：自分が担当するケースとかで、今どうしてこの子が非行の問題を起こしているのかっていったら、だいたい三世代ぐらいいさかのぼって聞いていくと、なるほどねっていう部分が出てくることがあります。だからやっぱり里親さんの調査のためにもそのぐらいとい

うか、そこまでやったほうが本当はいいと思いますね。

佐藤：日常の児童家庭相談の児童記録にジェノグラムを描くことがありますよね。里親の記録にもジェノグラムは必要不可欠です。最低三代以上描くことによって、誰がどこに住んでいて、里親希望者との関係性を理解しておく。委託措置後の育児の協力に関して家族・親族の繋がりを知るためには、把握しておかなければなりません。

太田：それはさっき別建てでって言われてたんですけど、内規の部分でこういうことを聞きましょうみたいな、そういう人生のさかのぼりをしましょうとか……。

司会：なかなかテクニックが必要ですね。

太田：そうですね。

司会：ある程度チェック方式で聞いていくのと、ナラティブ風を書いていくのと両方あるわけですね。

樽沼：そうですね、もうチェックっていうよりも文章でっていう感じですね。

佐藤：特別のテクニックとかではなく、一般の児童家庭相談を受理した際「主訴に対して、どんな援助方針を組み立てるか」の第一歩は、相談者の訴えを聞くことと、問題解決のため、相談者と相談者の家族の家族史、関係性などの情報を収集しますよね。相談者を理解する、相談者の家族・親子関係を理解することは、相談援助のための基本的プロセスです。里親相談に関しても、基本は同じことと思っています。

具体的にどんなことを調べるのかの目安はチェック表などがあれば参考になるところはありますが、チェック表に頼りすぎると、ただただ記載内容の項目を調べるだけになる。調べたことから、何を読み取るか。要するに、得られた情報から何を感じ、何に疑問を持ったか、一歩、掘り下げて考えることが求められますよね。

司会：これまでの人生の過去と現在と未来を尋ねていくということでしょうか。

佐藤：一言で言ってしまうと、そのようになるかもしれませんが、尋問ではないので、里親の希望者のプロフィールを聴くところから、過去と現在、未来なんて堅苦しく括るのではなく、児童相談所風に言えば家族史を聴くってことですかね。

9. 里親家庭の調査体制

司会：どれぐらいの時間を使うんですか、調査に、何回訪問して。

佐藤：調査に関しては、里親の場合、児童福祉審議会の審議を要するところがありますから、審議に要する基本情報を集めなければなりません。要するに、里親希望者のプロフィールです。しかし、先程、お伝えしたとおり、里親制度は子どものための公的制度の基本理解と、里親として「どんなことを希望しているのか、どんな家族を考えているのか」を聴くことは、人によ

って異なります。調査は1回、2回のような決めはありません。必要な場合、複数回、里親希望者と接触することになります。

私は、里親相談のインテークは、必ず里親担当と区域担当の児童福祉司の同席を指示します。里親担当は、基本的に区域担当を経験値のある児童福祉司が担当します。複数対応は里親希望者の人物像を理解することに繋がります。全国の児童相談所の対応を聞くと、里親担当が集中してインテークするところがありますが、里親担当が丸抱えすると、子ども担当の区域担当の児童福祉司は里親希望者と接することがなくなります。自分の担当区域に「どんな里親が住んでいるんだろうか」と把握すること、要するに、社会資源の把握はソーシャルワークの幅に繋がることとなります。社会資源を知らなければ、児童福祉司にとって致命的です。

調査に関して何回か接しているから、より詳しい話を訊くことができるところがあります。調査は区域担当の児童福祉司が行うため、突然、調査の段階に初対面となるよりは、里親相談のインテークから関わることによって、より一歩踏み込んでやり取りすることが双方にとって望ましいと考えます。

司会：里親担当ワーカーを育てていくっていう必要があるのですね。

佐藤：そうですね、それで自分の地区の里親をまず地区担当っていうのはよく分かっていないと、いざ自分の担当している子どもでも、所内の中で別の担当が抱えているケースでも、そういう子どもだったら自分の区域のこの人が適してるよっていうふうに言えるのがいちばんの理想ですから。

〈ポイント8〉

・里親担当ワーカーを育てる体制の必要性、家庭訪問は複数で

司会：具体的にその調査はご夫婦がおられる時間帯にだいたいどれぐらいの時間でなされますか。

佐藤：基本項目、里親希望者のプロフィールを一通り確認するには2時間前後必要です。

司会：それは何回ぐらい訪問されるんですか。

佐藤：審議のための調査は基本的に1〜2回です。

司会：少ない方は1回3時間です。

佐藤：調査と明確に切り離せるところと切り離せないところがありますよね。既に里親のプロフィールの一部は「里親制度を知りたいんですが……」の里親相談のインテークの段階から確認するところがあります。従って、調査の段階に至る間、複数回接していれば、1回会えば、確認程度で終わることもありますし、詳細な内容を聞く必要性のある場合、複数回会わなければならないこともあります。

司会：ご夫婦並んでいただいてそれぞれ1人ずつ聞くつというような形で進行するのですか。

佐藤：「ご夫婦並んでいただいて」と言われれば、基本的には夫婦同席面接です。しかし、内容により夫婦それぞれ個別にお会いすることもあります。

神奈川県の場合、先程、お話したとおり、里親担当と区域担当の児童福祉司による複眼的な対応とともに、里親相談員（経験ある里親に里親の相談を委嘱する）と児童養護施設附設の家庭養育支援センター（里親支援）に里親申請した里親希望者と面接して戴くことをお願いしています。要するに、複眼的多角的に理解する体制です。

司会：そうなんですか。

佐藤：うん、その人にも調査してもらう。

司会：3人で。

佐藤：いや別々に。

司会：その人は単独ですか。

佐藤：単独で。それから必要があれば児童委員にも行ってもらいますよね。

司会：それらが話し合うような場があるんですか。

佐藤：全員でですか。

司会：全員で。

佐藤：ケースバイケースです。

司会：それぞれを誰が集約を。

佐藤：児童相談所です。

司会：相談所が集約をする？

佐藤：児童相談所です。

司会：相談員のひとかは、どういうことを聞かれるんですか。

佐藤：基本的には里親相談員の皆さんにお任せのところがありますが、事前に里親申請した里親希望者と面接して、先輩里親に訊いてみたいこと、このような質問は実際の里親に答えて戴く方が適当と思われるようなことがあれば、里親相談員へ連絡しておきます。

司会：それもご夫婦がおられる時間帯に。

佐藤：基本的には夫婦の在宅する時間帯です。里親相談員の場合、現役の里親ですから就学の子どもの委託の場合、平日は学校がありますから土日に里親希望者のところへ家庭訪問することが多いですね。

司会：そうですか、千葉県はどうですか。

石井：たぶん1回の訪問は2時間ぐらいで。

司会：誰が。

石井：地区担当とそれから里親担当の福祉司とあと里親対応専門員っていうのがいますので、その3人で。

司会：里親対応専門員。

石井：はい、専門員は嘱託職員ですけど。

川松：里親委託等推進員ですか。

石井：そうです。その3人で家庭訪問をしますね。

司会：3人で。

石井：はい、1回2時間ぐらいでご夫婦がそろったとこ

ろで調査をして……。それだけでは十分じゃないですね。

佐藤：石井さんと同じで、里親担当と区域担当の児童福祉司又は里親対応専門員、神奈川県はこのような呼称なんですが、里親対応専門員と区域担当の児童福祉司で家庭訪問します。

司会：推進員の方が訪問されることはあるんですか。

佐藤：あります。区域担当の児童福祉司と同行訪問しますね。

司会：そうですか。

佐藤：地区担当と一緒に。

司会：じゃあ3人で訪問すること。

佐藤：推進員をやってる人の経歴にもよりますよね。取りあえず相談所のケースワーカーを何十年もやってた人がやってるんだったら、別に里親担当なんか付ける必要もないし、自分でも何人も委託してきている人がなればですよ。

太田：大阪には里親担当の専任がいます。私がしているときには、里親担当と地区担当とで家庭訪問します。今お話があったように地区担当が育っていくというメリットもありますが、地区担当がベテランだったとしても2人で行きます。複数で行くことの意味があり、見落としがないようにお互いに補えるようにすること。児童相談所内で報告したときに児童福祉司それぞれの捉えた感覚などを共有できるためです。里親担当もかなりベテランで、地区担当もかなりベテランという場合（今はほとんどないと思いますが）でも同様です。現実問題の中で地区担当が急にケースが入って行けなくなってしまう時には、できるだけ代わりの者が行っていました。

川松：東京はもう完全に地区担から切り離しています。もう里親専任と非常勤の専門員の2人で行きますよね。養子縁組だけは地区担が一昨年までやってたんですけど、東京は養子縁組もちゃんと別建てで対応しています。養子縁組だけは地区担がやってたんですけど、それはもう切り離して里親担当にしちゃったので、完全に地区担からは切り離して。

佐藤：臨機応変でやればいいと思います。経験値のある児童福祉司は、面接のポイント、里親として活動する際の留意事項などを把握しています。任せられるところは任せる。しかし、児童福祉司全員が均等に知識と経験を持ち得ていれば問題ないのですが、それは無理な話で、不慣れなところは周囲が補完しなければ、里親希望者の皆さんに失礼な対応になってしまいます。

但し、役割分担と分業制は違います。分業制の良し悪しは考えなければなりません。里親委託する子どもは、区域担当の児童福祉司が担当しているのであって、当然、親権者の親との調整を請け負っています。里親委託後、親子関係の調整、子どもの自立などの調整などと、里親と区域担当の児童福祉司との行き来するこ

とは必要不可欠です。里親担当と一部の児童相談所職員が里親業務を担当すれば、里親と児童相談所の結び付きは一部の職員に限られることになり、区域担当の児童福祉司の里親業務「力」は低下することになりかねません。

以前は、普通に区域担当の児童福祉司全員が里親制度の問い合わせに応じていました。しかし、虐待相談・通告の増加に伴って里親担当などの職員が区域担当の児童福祉司のバックアップと言いながら、実際は担ってしまうところは考える必要があります。

私は里親担当の里親業務全般のコントロールタワーと思っています。里親の状況を把握するとともに、個別ケースの進行管理をしなければならない。援助指針に対して区域担当の児童福祉司が「今、何をやって、何が足りないのか」を把握して支持すること、課題に取り組むところが鈍化している場合、一時的にバックアップする、そんなことを期待したいですね。

10. アメリカの調査体制

司会：じゃあアメリカは複数で調査の訪問しますか。

樽沼：基本的に1人ですね。

司会：それを会議でさらすつというような形なんですか。

樽沼：そうですね。

川松：面接に来てもらって、そちらも全部担当1人でやるんですか。

樽沼：基本は1人、担当のソーシャルワーカーが1人で対応するんですね。リクルートもそうだし、実際のマネジメントをするソーシャルワーカーも基本は1人ですね。

司会：認定までに何人のワーカーがかかわりますか。

樽沼：リクルーターがたぶん最初に出会って、申請書を出した段階でソーシャルワーカーが任命され、1人当てがわれるわけですね。その人が認定まで支えていくんだけど、それとは別にトレーニングをする人がいるので、同時進行でっていう感じです。でもトレーナーはあくまでも研修だけのお付き合いになるんだけど。だから登録までいろんな面で支えるのは担当のソーシャルワーカーです。

基本登録してしまっただけで子どもが委託されると、ソーシャルワーカーが里親と実親と子どもを担当するんだけど、この登録までの段階でかかわってきたソーシャルワーカーと里親さんはやっぱり特別な関係があったりするんで、もしこじれたときとかに逆の視点から里親さんを支えてもらうっていう、ちょっとメリットがあるっていうか。ちょっと違う視点から支えてもらうことによってちょっとこじれた問題もなごんできたりとかっていうことはあるので、フォローアップもしてくれるっていうことですね。

司会：ニューヨークではスクリーニングはどのように行っていますか。

樽沼：面接の中で、こっちが投げ掛けた言葉に対してどう返してくるかとか。例えば最初の初期の段階で、もちろん自分のことをオープンに話す人もいるし、そうじゃなくてちょっとガードした感じの人でも付き合っていくうちにほぐれてきて、自分の思っていることとか、生育歴でも何でも話出してくれるようになる人もいるし。だからそういうところの変化もチェックはするんですよね。あとは例えば子どもが委託されたときに、子どものニーズを第一に考えて動いてくれるかどうかっていうのが、私たちはいちばん大事だったんですけど、じゃそれをどうやって知るかっていうと、例えば面接っていうのは自宅での面接と所内での面接っていうのが義務付けられるんですけど、その予約を取ろうとしたときに、どこまで自分の時間を譲ってくれるかっていうところ。それは結局今はいや私今週忙しいんで、だんなもいないんでとかって言うている段階だったら、実際に子どもが委託されたってそれは変わらないっていうところがあると思うので、そうなったときにじゃあこの親は駄目だよなってなるんじゃないかって、ちゃんとそれは親と向き合って、あなたは子どもが欲しいって言うてますけど、今こういうふうに言うてますよね、実際子どもを委託されて、じゃあ突然病気になって行かなくなっちゃいけないっていうときにあなたはどうするんですかって。やっぱりそこで話し合いを重ねることによって理解してもらうっていうことも大事だし、話し合っただけじゃあ私今後はこうしますって、いったんそこでいわゆる契約じゃないけども合意がなされたら、委託後にまた同じような問題が起こったときには、あなたここのときにこう言いましたよねって振り返ることができるから、そこからも練習が始まっている。だからもうそこで振り分けだと思いうんですね。私は実際に自分のケースをもらった時点で、どんな里親さんかっていうのは、もちろん教えてもらうんだけど、私がもう来た時点でこの里親はだめだよっていうのはないので、来たら受けなきゃいけないんですけど、やっぱりちょっと最初からおかしいなって私が感じていた里親さんたちがいて。極端な例なんだけど、結局それって虐待につながったケースがあるんです。後で聞いたら実はトレーニングとか研修の流れの中で、担当したソーシャルワーカーとかも、ちょっとこの親ってどうだろうなって思っていたところがあった。だけどたまたま里親がちよっと足りない時期があったりとかして、一応すり合わせとかはしたんだけど、何とかなるんじゃないかって。そこは丁寧にやったけども、ちょっとこっちも譲った点があって、それが結局うまくいなくなって実際に委託したらやっぱりそうだったのかなっていう。それだけが原因じゃないと思うんですけど、やっぱりちょっと危ないなって思ったところでちゃんとふりいをかけておかないと。だからあんな結果になるっていう

こともあるので、どうやってそれを判断するかってなると、本当に一対一の会話の中とか、どこまでこの子どもに対してコミットしてくれるのかかっていうところなんじゃないですかね。

司会：時間のやりくりは、判断する上での重要なポイントですね。本日は各お立場から興味深い報告をいただきました。これで終了させていただきます。

資料4. 今後の自治体向け里親活動調査についての集計提案表

表 13. 委託中の里親状況（実世帯数 延べ登録件数）

[illegible]

表 14. 未委託の里親状況（実世帯件数 延べ登録件数）

[illegible]